
開会宣告

議長(波岡玄智君) ただいまから平成 23 年第 4 回浜中町議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長(波岡玄智君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(波岡玄智君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、3 番鈴木議員及び 8 番竹内議員を指名いたします。

日程第 2 議会運営委員会報告

議長(波岡玄智君) 日程第 2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

5 番成田議員。

5 番(成田良雄君) (口頭報告あるも省略)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで、報告を終わります。

日程第3 会期の決定

議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より8日までの2日間とした
いと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より8日までの2日間と決定しました。

諸般報告

議長(波岡玄智君) これから、諸般の報告をします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

行政報告

議長(波岡玄智君) 以後の日程に先立ち、町長から行政報告の申し出がありました。
これを許します。

町長。

町長(松本博君) 本日、第4回浜中町議会定例会を開催させていただきましたところ、全員の御出席をいただき、誠にありがとうございました。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

議長(波岡玄智君) 引き続き、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長(内村定之君) 教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

(行政報告あるも省略)

日程第4 審査報告 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書(総務経済常任委員会審査報告)

議長(波岡玄智君) 日程第4 審査報告を議題とします。

本件については、平成23年第3回定例会において、総務経済常任委員会に審査の付託をしていたものであります。同委員会において、この度審査を終了し、報告書の提出がありました。委員長の報告を求めます。

4番菊地議員。

4番(菊池哲夫君) (口頭報告あるも省略)

議長(波岡玄智君) これより、本報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、採択を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(波岡玄智君) 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 5 認定第1号 平成22年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について(算審査特別委員会報告)

日程第 6 認定第2号 平成22年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第 7 認定第3号 平成22年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第 8 認定第4号 平成22年度浜中町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第 9 認定第5号 平成22年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第10 認定第6号 平成22年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第11 認定第7号 平成22年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

日程第12 認定第8号 平成22年度浜中町水道事業会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

議長(波岡玄智君) 日程第5 認定第1号ないし日程第12、認定第8号を一括して議題とします。

本件については、平成23年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託のうえ、閉会中の継続審査としていたものであります。

同委員会において、審査を終了し、この度、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

9番野崎議員。

9 番（野崎勇君）（口頭報告あるも省略）

議長（波岡玄智君）これから本報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君）質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君）討論なしと認めます。

これから、認定第1号ないし認定第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定を可とするものであります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君）異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 一般質問

議長（波岡玄智君）日程第13 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10 番加藤議員。

10 番（加藤弘二君） 発言通告にしたがって、質問したいと思いますが、実は、相当早く質問通告を作って提出したのですが、今回は議員の半数にあたる6名の方が質問に立つということで、最初に作った時は90分くらい掛かるかなと思ったのですが、60分くらいにまとめて質問したいと思い、質問内容については殆ど変わらないのですが、簡潔的に説明し、そして答弁も受けたいという事から、文言が相当変わっています。中身は同じですが、そういう点で答弁の方よろしくお願ひしたいと思います。

早速ですが、浜中町における税及び税外金の滞納状況、滞納の原因究明と、その対策

についてという題で質問したいと思います。それで、今、決算委員長の報告がありましたけれども、平成22年度決算において、税及び税外金の滞納総額と滞納者総数は、それぞれどのようになっていますか。人数と金額について示していただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 税及び税外金の滞納総額でございますけれども、町税につきましては、滞納額1億1,086万7,570円であります。滞納者数は445人、税外金につきましては滞納総額7,644万9,524円、滞納者総数は453人です。

ただし、滞納者総数につきましては、税につきましては絶対数であります。というのは一般税と、国民健康保険税合わせて滞納している場合には、1人とカウントしておりますし、税外金につきましては、複数の税外金を滞納している場合につきましては、個別にカウントしておりますので、これは総体的な人数と御理解ください。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今報告があったのですがけれども、税のみの総額は出ておりましたけれども、税外金の方の合わせた総額ということで、もう一度答弁を願います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 税及び税外金の総額でございますけれども、1億8,731万7,094円でございます。

なお、滞納者総数につきましては、先ほどのような事情がございますので、これを合わせて何人ということは捉えておりません。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 総額1億8,000万円という事と、それから滞納者の総数については、きちんとした数で示すことはできないということで、滞納者の総数を、ほぼ良いのですけれども、納税者全体ということになれば、納税者あるいは税外金の支払いをする過程となれば、全世帯対象になると思うんですよね。2,470前後の世帯数に対して、税及び税外金の滞納者数ということになれば、自分の計算では、ほぼ25%の世帯で、税及び税外金の滞納があるのではないかなと思ったのですが、その辺どんなふうには捉えていますか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 税及び税外金の人数でございますけれども、非課税の世帯

も多くおりますし、また、税外金等々の課税のない世帯もおりますので、私どもの捉えている正確な数字ではありますけれども、先ほどの話で2,400世帯の25%ということであれば、600人ということになります。このような大きな数字ではないというふうに捉えております。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) それでは次に移りますけれども、20年度、21年度、22年度の滞納者数と、それから滞納総額の推移について報告願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) まず20年度でありますけれども、税についての滞納総額であります。1億4,389万3,000円、これは端数を省略します。

それから、税外金につきましては、7,605万7,000円という事でありまして、税及び税外金を合わせた総額につきましては、2億1,995万円ということになります。なお、滞納者数につきましては捉えておりません。

続きまして、平成21年度分でございますけれども、税の滞納総額が1億2,348万円、税外金につきましては7,492万2,000円で、税及び税外金のトータルは1億9,840万2,000円ということになります。

また、この3年間の傾向につきましては、税において平成20年度と22年度の比較でございますけれども、総額で3,325万円ほど滞納総額が減額となっております。また、税外金につきましては、3年間のトータルで39万2,000円ほど増、税外金の滞納者数では29人減という事で、税外金につきましては、大きな変化はないというふうに捉えております。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 総額については、20年度、21年度、22年度と下がってきているというふうに見えるのですが、私は自分で計算したところでは、23年度の税金のみが1億2,000万円くらいあり、それから税外金のみは7,600万円くらいあり、合わせて2億円を超える金額になっているというふうに、自分自身としては記憶して調べて、税金の滞納総額については、ほぼ変わりはないのかなという、推移を見ていたのですが、今、課長の報告によれば、そんなふうになっていないという事ですが、それはどうした事かなという事で、私が22年度の総額について、2億円を超えるものと計算したことについては、どんなふうに使われますか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 平成22年度決算の状況でございますけれども、税及び税外金に合わせて、2億円を超える数字にはなってございません。先程も申したとおり、1億8,730万円程度であります。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) それでは次に、この10年間の滞納総額と、滞納者総額についての推移です。人数が上がってきたのか、下がってきたのか、総額が増えてきたのか、減ってきたのか。その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) この10年間の滞納の総額ということでありまして、先程の例にならって、税及び税外金に分けてお話をします。税金につきましては、平成13年度の数字で申しますと、滞納総額が1億8,145万6,000円、税外金につきましては4,925万3,000円、税及び税外金の総額は2億3,070万9,000円という数字になっております。

また、滞納者総数につきましては、これにつきましても捉えていません。また、この10カ年の滞納額の推移でございますけれども、平成13年と平成22年の比較で申しますと、町税につきましては、合計で7,058万8,000円程、減額となっております。税外金につきましては、逆に総額で2,720万円程、増額となっております。この傾向から、税は減額、税外金は逆に増額ということでありまして、以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) この3年間並びに、この10年間ということで見れば、人数こそきちんとした数字は、述べられなかったのですけれども、税及び税外金の総額は確実に減っていると、そういう事の報告になる訳ですけれども、この間、どういう営みがあって、こういう滞納金の減額という所まで来られたのか。主なものを挙げてもらいたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) この10年間のいわゆる、この徴収に対する町の取組みというところでお話させていただきたいと思いますが、まず、町税の徴収につきましては、時代と共に多少の移り変わりはありますけれども、基本は、滞納者との密接な折衝であるというふうに認識しておりますし、この事につきましては、過去も現在も変

わっていない訳でございます。滞納者の生活実態を把握することで徴収できる税と、なかなか徴収が困難なものを区分けして、徴収できる税につきましては、自主的な納税が見込まれないものにつきましては、税法に基づく滞納処分を徹底し、徴収不能なものにつきましては、確実にこれを処分して行くという、いわゆる債権管理を徹底して、滞納額の圧縮に取り組んできております。このような取組みの結果、町税につきましては、収納率が上がりまして、滞納額も圧縮され納税者にとっては比較的、納めやすい納税環境が出来たものと認識しております。

また、このような税については減額、税外金については、増額という傾向でございますが、税における減額というのは、必ずしも滞納額の全てが、徴収出来た結果ではありません。状況によっては、いわゆる不能欠損処分をすると、取れないものをいつまでも、収納原簿に残しておく事なく、税法上取ってはいけない税金まで、過去の税外収入原簿にはございました。これを一掃すべく近年、取り組んだ結果が、税の滞納総額の減に繋がったものと認識しております。

また、税外金につきましては、各担当原課、日常業務の多忙な中、徴収対策に取り組んでいただいておりますけれども、御案内のとおり介護保険料や下水道事業に関する受益者分担金、あるいは使用料につきましては、平成13年当時は、無かった科目でございます。そういった関係から、税外金につきましては増額という傾向であります。

以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) ここで、選挙で町長に選ばれた、松本町長にお聞きしたいと思います。それは、町財政町政執行にかかわって決算の中で、いつも取上げられているのが滞納者の数と、それから滞納額、多いんですね。

今、1億円、2億円を割って来ているという状況にはなっては来ておりますけれども、ほぼ2億円近い滞納額、それから長い滞納者もおられるというような事から、この町政執行上、この滞納に関しては、新町長はどんなふうに感じられておりますか。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) お答えしますけれども、これは町長に就任したからどうのという事はありませんし、副町長時代からも、この事はずっと続いて来た事でありまして。そういう意味で、この滞納額が2億円から、少しずつ減ってきている。それから色んな形で、先ほど税財政課長が言われていましたけども、不能欠損も含めて出来るものは、今まで、

やって来られなかったものが、しっかりやって来られて、こうなってきたという報告もありました。

そういう意味で、今まできちんと法的な事でやられていなかったことが、やられてきた事。それと確かに税外では増えている傾向がありますけれども、今その対策委員会も含めて、各課で対応も十分とは言えないと思いますけれども、強化しているのも、ここ数年、対策委員会を通じて行われているところであります。

そういう意味で、滞納額をこれ以上増やさない。そしてまた、少しでも減らしていくというのが、税の収納対策でもありますし、それと町民に不公平感を持たない、しっかり納税している方に対して。このことも含めて、しっかりやっに行かないといけないというふうに、私は思っているところであります。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) もう一つ続けて質問したいのですが、この滞納している方々、人数は450人とか500人とか600人近いとか、そういう人数で税及び税外金の滞納をされている方が居るのですが、一言で言える事はないと思うのですが、滞納されている方の層です。富裕層とか中間層とか貧困層とか色々あると思うのですが、この多くはどのような方々なのか、町長は理解しておられますか。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 滞納されている方々の層と言われましても、厳密にこうだというふうなお答えは難しいのかと思いますけれども、この滞納に至っているケースというのは、やはり層としては、収入が多いところでは余り発生してないんだろうというふうに思っております。この方々に対して、この層が何処にあるのかというのは別でありますけれども、個人的な生活実態も含めて、それからまた、年収、収入も含めて色んな形で出てくる、また家庭の事情があって、納税出来ないという部分もあろうかと思えます。色んな形の事情で、滞納に至っているのだろうと思っています。

そういう意味では、何処どこの層というふうな位置づけは難しいのだろうと思いますけれども、私はそういうふうな形で感じているところであります。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 町長が、こういう事ばかり考えていては、町政なかなか出来ないと思いますが、私は、こういう質問をするに当たっても、色々考えているのですが、私の感じとしては、どのような層の町民が滞納に至っているかという事を考えれ

ば、多くの場合はワーキングプアーと言われる、年間の所得収入が200万円を下回るというような方ですね。貧困層、経済的に貧困だという、そういう層が多くを占めていると思っています。

それと経済的な貧困というのがありますが、中にはお金もないのに贅沢をしているという町民も居ますから、道徳的な考え方、道徳的な貧困と言いますか、そういうものもあるだろうし、それから昔から、貧困の中に生まれて、貧困の中で育ってお金を持った経験がないというか、そういう社会的な貧困というような状況で、生活している方々も居るのではないかなと思うんですよね。そればかりという事ではなくて、色んな貧困ですから、経済的には恵まれている方も居ると思うんですよね。

それで特徴としては、長期間に及んでいる方も多いと思うんです。そういう滞納している方々が、滞納から抜け出す術を、分からないでいるという場合があると思うんです。どうしたら、この滞納から抜けられるかと。

それで今まで、収納対策委員会など、課長達が集まって、そういうのを作って、どうやってお金を集めるか、どうするかという、集めることを主に集中されて来たのですが、その躓いている部分を教えてあげると。何故、自分の家は、役場に払うお金も払えないで、何処が問題なのかという、そこが分からない町民も居るのではないかなと思うんです。そこを町が、解きほぐしてあげると言いますか、そういう事が大事なかなと思うのですが、例えば、家を新築したとか、あるいは車のローンを払ったとか、ローンが溜まってしまったとか、そういうことで莫大な支出があって、それに対して収入は無いというような場合に、町がそれら相談に乗ってあげるといような取組みとか、試みというのは、この10年間でもいいのですが、そういう相談はやっているよという事があれば、報告願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 収入未済額の総額で、ただ今、私の所に昭和54年から平成22年までの資料がございまして、それを今、改めて見ているところでございますけれども、未済額の1番多かった年は昭和61年で、これは税のみですけれども2億6,300万円。それで第2のピークを見ますと、また平成16年に2億4,200万円ありました。

平成22年現在は、1億1,000万円という事で、このように見えますと、町民の納税していただく方の意識に、収納未済額は大きく左右されるのではないかというふ

うに、私は思っております。というのは、結果、町の収納を担当する担当者の滞納一掃対策に対する意気込みと言いますか、そういうもので、あるいは収納未済額が増えたり減ったりするような傾向はあると思います。

そんな中で、納税者の生活状況まで、きちんとした形で相談に乗って、収入に見合う支出をしていないような、いわゆる家計簿的な簡単なものを、本人からの聞き取りで作ってみて、こういう支出があれば、いつまで経っても税金は払えないよというような納税相談の中で、日々これは行われることであります。このような対策を取っていれば、そこで納税制約書、今は年間120人から130人ぐらいの方と納税誓約書を取りまして、一体その方の収入がどのくらいあって、固定支出がどのくらいあって、ある程度、流動的な支出がどのくらいあって、税にまわせるのは、一体いくらだというような細かな相談に乗りまして、基本、現年度分を完納、場合によっては、過年度分を2年ないし3年で完納するような誓約書を作ってもらいます。その制約に基づいた履行を今、確実に監視している状況でありますので、本人の苦しい生活状況を少しでも理解してやって、その中から納税してもらおうという対策で、今進んでおります。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 色々と納税相談をしながら、生活を見つめて家計簿を見ながら、これは無駄使い、浪費じゃないかと、そういう相談もしながら、という事でなんとか納めてもらうという事ですね。

それで私、ちょっと言いたい事は、何処に滞納者が躓きを持っていて、解決できないのかという事で、私なりにちょっと意見を述べさせてもらえば、私も議員ですから、サラ金関係や、クレジット関係での多重債務者ですね。これは相談にきます。相談に来て、そのこのところを解決のお話をしていると、必ずと言っていい程、税金や税外金の町への支払い、これは後廻しになっているんですね。サラ金への支払いとか、内諸でやっている部分もありますから、夫に内諸とか妻に内緒とか、とにかく期限内に払うという一生懸命さがありまして、そういう方々が必ず、税及び税外金の滞納になっているんですね。逆な進化と言え、私はそうとは思いません。滞納しているけども、サラ金などの滞納はないというのは、それはあると思うんです。

しかし、そういう困って滞納している方の何処から、その糸を解いてあげるかという事になれば、クレジットやサラ金の多重者の苦しみを解いてあげると、ここを解いてあげることによって、次々と、その団子になった状況が明らかになって、例えば、サラ金

3社から借りていて、2万5,000円ずつ3社に、月7万5,000円払っていたと、それが任意整理であれば、1ヵ月任意整理でやった場合に、過払金が入ってきて0円になったり、あるいは多少残ったにしても、3年間1万円ずつの支払いで0円になったりする訳ですが、そういうことをしなければ、ずっと90万円借金あったものが、そのまま90万円が残るとか、端的に言えば、糸口がサラ金などの多重債務を解消することによって、解消してあげることによって、滞納金も支払えるというような状況が生まれてくると、私は議員になってやっているうちに、そんなふうに思うのですが、税財政課で相談に乗っている中で、多重債務を解消してやったことで滞納が減ったと、滞納額が0円になるとか、そういう事は今までにございましたか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 近年5ヵ年の状況でございますけれども、滞納者から多重債務者である旨の相談を受けまして、受けた例が4件、それで解決に導いた例が3件、他の部署へ引き継いだのが1件、以上であります。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今課長の方から、4件の相談に乗って、そのうち整理が3件ついたという報告がありましたけれども、多分、それは、そういうものの借金から解放されて、その後の、税の支払いも良くなったということではないかなと思うのですが、その辺どうですか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) お説のとおりでございます。具体的な例でも申しますと、息子さんがサラ金から借金をしておりまして、これは数100万円の借金でした。それを父親が全て肩代わりしたのですけれども、その肩代わりした資金は、全てサラ金から借りたものでした。

私、当時、徴収の担当をしておりまして、その方の収入から比較しますと、この月々の納税の約束されている金額の支払いが、どうも滞るといったような状況がございまして、その滞納されている方に、何か御心配事があるのでないのかと、というような問いかけをしましたところ、実は、こういう事情があつて、毎月決まった日に8万円支払わなければならないということで、とても税金に多く回せる状況では無いんだという相談を受けまして、最終的に私、自ら弁護士の所に、滞納されている方と一緒に足を運んで、最終的に多額の過払金が、本人の口座に入りまして、弁護士費用を差引いても、なお余

りある金額でございましたので、その部分につきましては、先ず数100万円あった滞納を綺麗にしてもらったと。

現在、その方の滞納はなく、現年課税分につきましても、自主的な分納をしていただいております。そのような事で、後の2件につきましても、過払金は無かったのですけれども、例えば、月々10万円ずつのサラ金の支払いがあったのだけれども、これがいわゆる、弁護士の受任通知を受けてからの支払いは、一切していないんだという事で0円になりましたと。

ただ、弁護士費用につきましては、月々少ない金額を支払っているというような事がありますとか、これは滞納されている方が自ら、自分がこんなに苦しんでいるので、何とか解決に繋げて頂きたいという強い要望がありまして、税財政課での対応でございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今の3件ほどの状況聞きましたけれど、そういう事ですよ。滞納金を払っても、まだお釣りがくるくらいの過払金があったんだと、そういう方法が、浜中の町民に分からない部分がたくさんあるので、そういう方々を掘り起こしていくというのも、税財政課だけでなく、教育委員会も、どの課も相談を受けて、あなたその他の金融会社から、あるいはクレジットから無いのかいと聞けば、信頼を受ければ、どっと全部話してくれて、それが過払金になってくるというものもあるんですね。

福祉保健課も様々な相談を今、受けている、この経済が厳しくなればなる程、受けていると思うんです。家出をした方や身の置き場の無くなった方の、お世話を初め、あるいは生活保護の相談なんかもあったりして、そういう中で、多重債務で苦しんでいる方の相談等、そういう対応は今までありましたでしょうか。

議長(波岡玄智君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(杉澤正喜君) ご質問にお答えしたいと思います。福祉保健課の業務の中として、生活保護を初め、色々な相談業務を受けております。生活保護に関して申しますと、1年に1件有る無しくらいですが、生活保護の申請の場合は、収支全て調査した上で、釧路総合振興局の方で保護の決定を致しますので、借金だとか、借入金だとかも見えてくることになります。

当然、申請された方との相談をさせていただいておりますし、それ以外に、身体障害者の方ですとか、色々な方の相談の中で、余り多くはないですけれども、クレジット、

サラ金の関係の相談もお聞きすることはございます。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 全ての課に聞いていたら、時間がなくなるのですが、消費生活相談ということで、相談窓口担当しているのは、まちづくり課ですね。全国的な取り組みで、うちの町で言いますと、まちづくり課が中心になって、多重債務で困っている方の、支援活動を自治体でやるとするならば、中心はまちづくり課なんですよ。

まちづくり課は、生活相談員という相談員も抱えて居る訳ですが、そういう相談というのは、ここ2～3年の間でありましたか。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(越田正昭君) 御質問の相談の関係でございます。多重債務を含めて消費相談全般を、まちづくり課で実施をしております。

その中で、21年に消費生活相談員の設置をさせていただいております。3年間の中で、2件ほど消費生活相談を受けております。この2件は多重債務という形の相談となっております。

この内容等につきましては、サラ金等の借金整理等含めて、整理等まで至る事は出来ませんので、法律専門家を紹介して、現在、釧路にあります、法テラス釧路法律事務所の方に、担当者が一緒に出向いて、解決策を導き出しております。

この部分については、まず1件は整理されて、今、履行されているという状況であります。もう1件は、今履行に向けて取り組んでいるというところであります。

以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今課長、相談員が同行して、相談に来た人と釧路に赴いて、最後まで面倒を見るという取り組みをやっているという、お話をされましたけれども、3人の課長に、どう取り組んできたのかという事を、突然ですけれども説明していただきたいのですけれども、もう既に、これは取り組んでいるということなんですね。

それで、質問の中に、国の機関が金融庁、消費者庁が今年8月に、全国の地方自治体に対して、多重債務者相談の手引き、頼りになる相談窓口を目指してという冊子が発表されました。

これによりますと、全国の市町村が、そのマニュアルに基づいて、税及び税外金の滞納者を中心にしながら、そういう方々の相談をして過払金を、あるいは支払い金を軽く

して、借金を無くしていくという、これを自治体あげて取り組むという、そういう方向が始まったばかりですけれども、これが出ているんですよ。

うちの町も是非、今説明された事で、収納対策委員会が、そういうものを解決して相談に乗ってあげようじゃないかと、相談に乗ってあげる事によって、町民の肩の荷も下りるし、それから滞納の部分も支払われるんじゃないかということで、全国で今、進められようとしております。この通知が来ておりますかという事と、今日の私の質問に合わせて、こういうことを全国でやろうという金融庁、消費者庁で出したその文章、これを、どう受け止めているかという事で、考えを聞かせていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) まちづくり課長。

まちづくり課長(越田正昭君) 御質問のありました、金融庁、消費者庁が8月に配付と言いますか、それぞれ出しておりますけれども、これにつきましては、議員からお聞きをして、初めて知ったというのが事態であります。

その関係を含めて、釧路総合局の担当の方にも確認をしましたがけれども、一部しか保有していないと、合わせて金融庁の関係ですから、釧路財務事務所にも、紙のベースでのデータとして、持っていないという形で照会を受けました。

今回、初めてネット上で取り寄せたところでごさいますして、一読はさせていただきます。活用ということについては、そういう形ではしていないというのが現実であります。ご理解願います。

若干補足をさせていただきます。市町村においての捉えでございますけれども、内容を一読した中で、特に相談業務での対応が詳しく記載されておりました。今後の相談の対応には、本当に役立つものと理解をしております。

合わせて、この中での町村における債務請求に係る費用等含めて、それぞれ係る債務整理の方法、相談者が債務整理後に、また債務整理に陥らないようにと、生活再建に向けた関係課との連携というの、やって行かなければならないものと理解をしているところでございますので、今後、この消費生活相談において、多重債務問題に活用させていただきたいと思っておりますので、理解を願います。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 町民の中で、サラ金、クレジット等の多重債務に陥っている人をどうやって探すかということでは、役場職員しか居ないのです。

普通の人々が、お前借金しているなと言う事は言えませんから、滞納している部分で、

困っているでしょうというような事で、これは一緒に解決しましょうと言って、解決できるのは、役場自身が多重債務者の掘り起こしが出来る、唯一そういう仕事をされておられるのです。

そういう点では、確かにこれは消費者庁で発行したものですけれども、8月に改訂で出されたものですけれども、以前から、これは出されていたのですかね。整理されて形で出たのです。今のところ道の方でも、これは活用されていません。振興局辺りからも、こういう指示は来ていないと思います。

でも、私たちの町の滞納状況を考えれば、これで進めて行けば道は開けるなということなんです。ちょっとお聞きしたいのですけれども、あなたは借金が幾らありますかと言っても、町民は何社から借りているくらいは分かりますが、何処から幾ら借りているかというのは分かりません。分からなければ、整理も何も出来ないのですよ。これは、どうやって調べる事が出来るように、その手引の中では書かれてありますか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) 株式会社日本信用情報機構のそういう機関に、個人の金融情報を示してくれるところがありますので、そちらに確認すると、全ての金融情報が確認できます。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 今、税財政課長が言われましたように、日本信用情報機構に問い合わせるのは役場がやるのではなくて、多重債務をされている個人が自分の名前で問い合わせをします。

ですから、役場の方から、あなたがどのくらいの多重債務をしているか、問い質すという事の同意を得て、あなたはどのくらい借金があるかということと一緒に聞いてもらう、これはきちんとした文章もありますし、本人であれば、電話で聞き返すこともできます。

それと、それぞれの会社、アイフルだとかアイク、それぞれの会社に自分の借金が幾らあるのか、取引履歴を請求することができます。平成3年何月何日から借りて、払った、借りた、払ったという、そういう取引履歴が送られてきます。そこから、どう対処するかというのが始まりですよ。様々な物があるのですが、そういう取引履歴を取りよせて、その後は、4つの方法で解決するというのが、この手引の中に書かれてありますね。そういう事で、それぞれの担当者が対応することによって、人に聞かなくても自分

で、そういう事が出来るように、職員一人一人の頭の中で判断して、これは役場で解決できる、その問題は弁護士にあるいは司法書士にお願いしなくてはならない、これは裁判しないといけないと、色々な方策もやっているうちに、自ら作ることが出来ると思うのですが、それで町の多重債務で釧根の多重債務者の整理機構に25名なり送るという人や、あるいは不納欠損で落とす人、例えば不納欠損で落とす人が居て、この人は払えないから、不納欠損で落としますと言って落とすにしても、ひょっとしたら、この人は多重債務者かも知れない。

実際に、日本の信用情報機構に本人から手紙を出して、自分が幾ら借金あるかと大雑把なものが報告になって届きます。それを見たら、10年以上の支払いをずっと続けていけば、例えば49万円残っているとすれば、過払い金は49万円残っています。戻ってきます。20年もやったら、300万円も戻ってきます。不納欠損で落としたものは300万円も戻って貯金があったという事なんですよ。

ですから私は、今後、整理機構に委託する人たちや、あるいは不能欠損で落とすという人に対して、あなた借金が残っているかも知れないから、ちょっと一緒に、もしあれば整理しないかという呼びかけ、これは同意がなかったら、いきなり差押という事をやっても良いのだけれども、町職員と町民との信頼関係もありますから、同意を得て、そういうことをやるべきではないのかなと、私は思いますが、いかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋勇君) まず、御質問いただいた内容が2つに分かれておりますので、滞納整理機構の対象者ということであれば、平成23年度におきましても、浜中町で20人程整理機構に税の徴収を引き継いでおります。その方々につきましては本来、各町村が実施すべき滞納処分につきましては、同機構が町村に変わって行うという、取り決めがございますので、税法上は浜中町の、滞納処分権を剥奪したものではありませんけれども、基本1年間は、その機構にお任せするのが筋だというふうに理解しております。

次に、不納欠損する対象者の中に、いわゆる多重債務者、更には、その過払金があるか無いかの、本人の同意を得て請求する考えはないかということにつきましては、これは本人の同意があれば、むしろ積極的に借金問題は必ず解決できますと。私に相談いただければ、必ず解決しますと言う強い気持ちで、今後も対応していきたいというふうに思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 加藤議員。

10番(加藤弘二君) 最後の質問です。今、税財政課長から、こういう回答欲しいなと思っていたものを、やってみたいという答弁をいただきました。

それで私は、税財政課だけではなくて、先ほども言いましたように、全ての課において、滞納金のあるところにはないかと、あれば、これは良い方向に進むんだけれどなという、呼びかけて解決できると思います。

それから既に、もう浜中町では、町税等収納対策委員会ですね。これは、きちんと出来ていて、今まではどうやって分割したり、どうやって集めたら良いだろうかということでの、話し合いが主だったと思うのですが、私は、躓いている部分を、何とか解いてやろうというような課長会に、町税等収納対策委員会にもしてもらいたいなという考えを持ちまして、今回質問した訳であります。

突然、こういう新町長になったばかりとはいえ、長年、課長それから副町長という経験をしながら、現在に至っているので、今の私の質問した事を何とか、その幅を広げて取り組んでいただきたいなと思うのですが、答弁をよろしく願いたいします。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 議員からは掘り起こし、これは町でやる事しか出来ないんだという、お話が最初にありました。その中で、全てのところで掘り起こしが出来るのかというのは、ちょっと難しいのかも分かりませんが、ただ、今まで町税等収納対策委員会の中で税金、それから税外金という形で取り組んできています。

そしてまた、試行錯誤の中で、実際のところ今日まで来ているんです。そんな中で、今議論されたところ、役場があったらどんな人でも、何処でも聞けるというお話ではありませんけれども、特に、役場行政の中でやっているのは、今窓口となっている、まちづくり課、そして税の納税の中で出来る納税相談、そしてまた福祉にかかる、福祉保健課でやっている福祉の相談、こういう所が大きくは切っ掛けで、今までも実績はあるんだろうと思います。そんな意味で、評価してもらいたいというふうに思いますし、また、この税外の方になってくると、課がまたがってきます。今言った3つは、物を買ったり、それから納税したり、それから福祉を利用する、そんな中での課題の時に相談を聞く事、またそういう耳を傾けることは出来るんだろうと思います。

今、税外金のところでは、やはりここでも窓口になる可能性が十分あると思います。特に、その料金の納入ですとか使用料ですとか、そういう所は沢山ある訳ですから、そ

んな意味で、こんな切っ掛けがあればいい、そういう事にも繋がるのだろうというふう
に思います。

是非、この町税等収納委員会の中で、しっかりその事も勉強させてもらいますし、本
人の同意がなければ進まないということが、第一条件にありますから、そんなところも
含めて、委員会の中でも、この部分を少し勉強させてもらって、そのことが町全体に繋
がるかと思えますし、先程言った、金融庁、消費者庁で出された本、ページ数は100
ページを超えるというふうに聞いております。そんな中で、担当に勉強してもらって、
その収納委員会の中で使えるものは使うと、そしてまた進めていきたいというふう
に考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 3番鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) それでは質問通告書のとおりに2点につきまして、質問させてい
ただきます。

1点目でありますけれども、近い将来における行政サービスの維持についてであります。
現在、町職員の年齢層は50歳代半ばに突出したピークがあり、その後の40歳半
ばと30台半への片寄りなど、大変いびつな年齢構成となっております。更には今後6
年間に、単年度で10名の退職者を含む延べ30人を超える、定年退職を迎える現実が
あります。言い換えれば、多くの管理職経験者が去る事となり、例え雇用延長があつた
としても、役職定年制の導入も計画されており、次代における現役管理職の兼務発令が
より増える事が想定され、現在行われている行政サービスの維持が大変難しくなる、こ
のように思っております。この現実を町はどのように捉え、どのように対処していくの
か。考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) ただいまの御質問にお答えいたします。

町では財政再建プランに基づく、定員適正化計画によりまして、基本的に専門職につ
いては、最低限の補充、事務職員については、退職予定者の3分の1以内という考え方
に基づきまして、平成17年から職員の採用、補充を行い、人件費の縮減に努めていたと
ころでございます。具体的な職員数について申しますと、財政再建プランに基づく定員
適正化計画による、平成17年度当初の人数が202人、それから本年度、そのプラン
の中での、23年度当初の職員目標は185人でございますけれども、実数では179人
と、その計画目標より、現実的に6人少なくなっているのが現実でございます。

これは、定年退職者の他に勸奨退職ですとか、その他、自己都合ですとかという形で退職が予想よりも、計画よりも上回ったという結論でございます。御質問にありましたように、職員の削減の方針から5～6年を経過しまして、御質問の中にありました、年齢構成が確かに30代前半以下の職員数が、少なくなっているという状況でございます。また更に、御質問にもありました。今後の定年退職者数を見る時に、議員、御懸念の行政サービスの維持について当然、考慮していかなければならないという事でございます。

現在、先ほど申しましたように、定員適正化計画の職員数より下回っているという事と、それと今後、6年から7年間の定年退職者数を見た時に、今までの定年退職者数の3分の1採用という事に拘らず、既に平成21年度から、試験を受け、優秀な人材という事で判断いたしました者につきましては、予定より若干1名～2名ずつ多く採用してきているところでございますし、今後も、そのようにして参りたいと考えております。

ただ、むやみに職員を増やすという事ではございませんので、先ほど申しました、財政再建プラン、定員の適正化計画で予定しております、平成26年度計画人数、職員数176人をあくまでも目安として考えております。ただ、この3月11日の震災以降、国の様々な制度改正だとか、地方分権等の考え方が変わってきている中で、その計画は計画であるのですけれども、今後の業務量などを見ながら、行政サービスの低下を招かないような、十分配慮した形での職員の採用を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 念のために、ここの議場にいる議員さんたちも、要するに情報を共有したいと思っておりますので、今後6年程度の退職予定者数、これをちょっと教えていただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) まず、今年度23年度につきましては、2人の定年退職者を予定しております。24年度から27年度まで6人ずつ退職します。それで今年度2人を入れますと、この5年間で総計26人、それから、28年度には8人、29年度には10人という、7年くらいでは40人を超える定年退職を予定しております。以上です。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 私が考えていた34～5名よりは、相当多い40名程度だという事になりました。

それで、この年齢層でありますけれども、皆さんの生年月日、私、全部分かる訳ではありませんので、多少想像も入っておりますけれども、こういう表になりました。ギザギザの氷柱のような感じでありますけれども、これを見た感じどうでしょうか。所感をお願いしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 私共も、正確な生年月日等押さえておりまして、例えば5歳刻みで表を作ったりしております。因みに例えば、55歳から60歳までは26人、いわゆる35歳から上は、5人刻みで26人とか29人とか30人前後、30人弱ですけども、今のグラフでもありますように、30歳から34歳では11人とか、それから25歳から29歳までは9人とかという、極端に数字が下回っているという事がございますので、それらも、この5～6年間の人員削減の影響で、若い方の比率が少なくなっているというふうに認識しております。以上です。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 解りました。それで私が危惧するのは若い世代ですね。係長以下の若い世代の方々に、しわ寄せが来るのではないかと思う訳であります。現在も結構兼務発令がありますので、それが増えて、本当にサービスが維持できるのかということであります。それは皆、スーパーマンですから心配ありませんよと言われれば、それまででありますけれども、そんなにスーパーマンは居る訳ではありませんので、大変心配する訳であります。

この年齢層ですね、先ほど総務課長のお話にありました、平成18年1月に出された浜中町の財政再建プラン、これで17年度、現在が202名だったということで、退職者の補充を極力抑え、平成22年4月1日時点で、15名減の187名を目標とするという事でありました。これも課長も説明でありましたけれども、23年度は185名の予定だが、現在は179名で下回っているんですよ、ということでありました。

それで、26年が176名という計画でもあるということでありまして、このプランの中に、現行のこういう文があります。現行の行政サービスの水準を、できるだけ維持する為に、組織機構の見直しによるスリム化と、民間委託そして協働の町づくりを並行して進めると、このように書き込んでいる訳であります。

いわゆる5年前から、今の現状をイメージして、議論されてきたということでありましてけれども、少々、財政再建を優先する余りに、この人的な行政の在り方と、このイメージが少し欠落していたのではないかなと、私はそうと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 人員の配置につきまして、少し欠落していたんじゃないかなという御指摘ですけれども、当然、若年層が減ってくるというのは、計画した段階で分かっている事でございます。

それで、兼務発令のお話もありましたけれども、今後は、係長職、課長職ありますけれども、若干若返ってくるのかなと、兼務は兼務で、その時の情勢で、実施していかなければならない部分もありますし、機構の関係も平成20年度に、大きくやった以降、大幅に機構の見直しも、この3年ほどしておりませんので、それらも含めて、今後も検討しなきゃならないなというふうに考えております。

因みに、来年度採用の人員につきましても、公募の中では3人ということで、公募しましたけれども、若干多く採用するという事で、イメージとして欠落していたんじゃないかなという御質問でございますけれども、それを今、修正と言いますか、この何年かで修正できるように努めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 今、課長の方から機構の見直しもあるんだと、こういうことであつたと思えます。これも財政再建プランの例でいいますと、事務事業の中で、方向性として縮小が102件、統合が29件、委託が23件、改善が79件、休止が10件、廃止が92件と、こういうふうに上げられておりました。

今後、この行政サービスの維持が難しくなってくると、こういう事もまた機構も含めて見直していかなきゃならないと思えますが、現在では、どのような何か具体的なものはあるか。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 今現在、申し述べるような具体的な事は特にありません。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) そうしますと、これから歩きながら考えて行くんだと、こうい

う事だと思えます。私が心配しているよりも、そんなに心配はないんだなという印象もある訳でありますけれども、それで委託の考え方が、財政再建プランに出てきました。

今後、浜中それから茶内支所の業務の一部廃止もあるんだよと、あったのでしょうかね。こういう計画もありました。

それとまた、給食センターはPFI方式でやるんだと、そしてゆうゆ、MO-TTOかぜては、指定管理者制度を活用しての民間委託のプランですよと、こういうふうにあった訳でありますけれども、この辺も、これから議論されて行くのかどうか教えていただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 確かに財政再建プランの中で、今おっしゃいました各支所の統廃合ですとか、ゆうゆの民間委託ですとかという議論になっております。

ただ現在、実態を申しますと、その議論を進めているという事ではございませんが、今後の人員配置とか、財政状況、大震災以降の地方交付税の減額等も考えられますので、今後、更にそういった今まで上がった部分も含めまして、見直しをしていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 私の心配はちょっと空回りしているのかなと、いうふうに思う訳であります。もう少し議論を進めたいと思えますけれども、人材育成であります。財政再建プランでも地方分権、それから町民と協働の町づくりをキーワードに、組織としての力量を高め、能力と意欲のある職員の育成が必要であり、人材育成を積極的に行いますと、このようにある訳であります。

また、本年度の23年度の町政執行方針の中にも、色々キーワードが出てまいりまして、社会情勢の変化に柔軟に対応する、高度化する行政事務に的確に対応する、それから広域行政の展開、町民との協働の展開、それから行政能力を高めなければならないということで、その締め言葉には、その為にも能力と意欲ある職員の育成に向けて、自己研鑽を促すと共に、職員研修の拡充を図り、職員の意欲や能力を最大限引き出す為の計画的な人材育成と、能力開発に努力して参りますと、このように書いてありました。この大切な人材育成のプログラムですね、この辺をどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思えます。

議長(波岡玄智君) 途中ですが、この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後 12 時 1 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

総務課長。

総務課長(上田幸作君) 人材育成にかかわるプログラムについてはという、職員研修の部分でございますけども、職員の人材育成にかかわって職員研修につきましては、町内部的に職員研修委員会というものを設けておりまして、その中で、前年度の研修事項の反省点ですとか、課題などを話し合い、そして、当該年度におけます、職員研修の計画等を随時立てて、それに基づきまして、職員研修を実施しているところでございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) もう一度お聞きしたいと思います。今後5～6年で40名の職員の方々が、退職になるということで、この40名の中に、主幹、課長職のいわゆる管理職ですね。この方は何名入っているのか、教えていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) ちょっと正式に今数えたところ、約15人の主幹及び課長の管理職がおります。以上です。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) やはり私は大変心配をする訳であります。係長クラス以下の若い世代が大変な負担になるのではないかなという事でありましてけれども、人材を育成するという事、それから色々な機構の改革も行うと、こういう事で乗り切るんだという事でありましてけれども、まだ私の心配は拭えませんが、町長の方から、その辺お聞きしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) この財政再建プランを作った、平成17年の当時を思い起こしますと、どうやって歳入歳出、特に歳出ですね。歳出の関係で減らすのかという事が、大きなテーマで議論されたら、その一番先に人件費という事も、最初に出てくる話題でもあったのかなというふうに思っております。いかに支出を減らす、そんな事を含めて採用に当たっては、退職者の3分の1で補充して行くんだと。そして10年間、聞こえは

良いのですけれども、現実はその事を、この間基本的にやってきました。

ただ、ここ数年それじゃ間に合わなくなったという事も含めて、間に合わなくなったというのは逆に、人がどうしても全て健康で全職員が定年まで迎えるという事は、難しい部分もあり亡くなった方も、この間3人くらいおられます。そして勸奨退職、そしてまた途中で辞められる人もいます。そんな意味で、当初計画した人数よりも本来であれば、これだけ居るはずなのに、逆に毎年、僅か採用していても間に合わなくなったというのが、ここ数年の現実かなと思っております。

ですから、危機感というのは逆に本当に私も思っています。近い将来、年間6人、10人そういう大きな数字で退職されるという事も十分知っております。また、業務の関係では、広域連合だとか、そういうことで派遣という職員も出てきている訳です。今、広域連合の滞納整備機構で、また1人求められていますから、24年度から1人出すのですけれども、ただ道から1人帰ってくるので、いずれにしても、ここの部分については、増えても減ることはないというふうに思っております。

そういう意味で、人的には本当に危機感を持っていますから、今年度3名という募集枠を町村会に出させてもらいました。この3名というのは今まで余りないんですね。いつも3分の1という補充ですから、3人辞めても1名か2名という、その程度の数字しか出せなかったのですけれども、今回3名という数字を出しました。それと私どもが、募集して人数を出したとしても、試験日が釧路市と重なっていたんですね。今は重ならなくなりました。重複しなくなった関係で町村は、同一日の試験日ですけれども、そこと重ならないものですから増えてきたという事実があるんです。そんな関係で当初、今回浜中町は3名で出したら、多くの人数の方が応募されてきました。試験結果は、大変優秀な結果で来まして、今回一次試験をとった者、そして二次試験をやらせてもらいました。これを昨日告示しましたが、内定通知を出させてもらっています。それについては、大卒2名、高卒4名の計6名で出させてもらいました。

ですから、本来で行くと退職者が、何名のうちの3分の1という補充というのは、一部前倒しの部分もあるかも分かりませんが、将来そういう形でのことも含めて対応させていただきました。ただ、これも内定で出しましたから、他の所を重複で受験している方もおられるし、また4月の段階、その前に職を変えるという方もおられるかも知れませんが、一応、私どもは、この数字で今回告示をさせてもらいました。

ですから、決して職員の数に含めて何とかなるだろうと思っておりませんし、危機感を

持って、これからもやって行きたいと思いますし、明年も複数の人数で募集を掛けて、何とかこの厳しい危機を乗り越えて行きたい、この6という数字を決めたのも、今人件費が予算に占める割合というのは大きい訳ですけれども、単純に計算すると、いくら退職されて、いくら減って、新採だったら給料の安いのが何人入るかという、そういう計算も一部ではしています。決して人数だけ求めている訳ではなくて、財政含めて検討させてもらって、今回優秀な人が集まったという事も含めて進めています。そんな意味で、決して安易に、このぐらいの人数で行けるだろうとは思っていませんけれども、少ない人数で、何とか切り抜けて行きたいというふうに思っているところでございます。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 解りました。十分に人材の育成等行いながら、舵取りをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、2点ほどちょっと確認をさせていただいて、質問を終わりたいと思いますけれども、先ほど総務課長、技術職の退職、これは補充というふうに考えるという事がありますけれども、技術職の方の異動はないと、こういう事でよろしいでしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 技術職といいますが、建設、土木、保健師さん等につきましては順次、保健師さんも1名不足しておりますので、今募集しております。

それから土木職といいますが、そういう技術者の方も今1名、前回1名募集していたのですけれども、来なくて改めて再度の募集をかけるところでございまして、そういう技術的な部分、専門的な部分で必要な人材については、必要に応じて確保していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 解りました。最後の質問になりますけれども、やはり現実には歪な年齢層があるんだという事を是非忘れないで、十分にやっていただきたいと思います。

最後の質問に、1つの大きなキーワードが毎回出ているのでありますが、町民と行政の協働のまちづくりというフレーズであります。でありますから、これから行政サービスが無くなる可能性もあるということであれば、是非、早めに精査をしていただいて、町民等の懇談会等で伝えていただきたいと思います、お話をさせていただきたいと、この様に思

いますが、この点を聞いて、この質問を終わりたいと思います。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 確かに、そういう形で共同のまちづくりを進める上で、町民それから関係団体の御意見をいただきながら、進めて参りたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) それでは、2点目の質問をさせていただきます。レジ袋削減計画の検証はという事と、またレジ袋削減計画等の今後ですね、環境意識の動機づけとしてポイントカード、いわゆるルパン三世カードのエコポイント機能を活用出来ないかという事について質問と提案をしていきたいと思います。2008年4月1日より、環境に優しいまちづくりの一環から、レジ袋の有料化が始まり、エコバックの普及やレジ袋の辞退などトラブルも無く、速やかに町民に受入られてきました。

また、町主導という事もあり、時の先駆者としてマスコミにも取り上げられるなど、エコの町、浜中のイメージアップにも成果を上げてきたところであります。しかし、経年によるマンネリや環境意識の継続には、エコバックを持参するメリット等の更なる動機づけが必要と考える訳であります。

そこで提案をしたいと思います。今年7月、町の支援もあり、既存のスタンプからポイントカードへ移行した、ルパン三世カードのエコポイント機能を活用してはどうかという事であります。この機能を使うことによってレジ袋の削減、結局エコバック持参でポイントが貯まるのみならず、ボランティア活動、図書館利用、高齢者健康教室参加者へのポイント付与等、多種多様な動機づけにも資すると考える訳であります。初めに、レジ袋削減計画の検証について、どのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長(金田哲也君) レジ袋削減計画の検証についてお答えを致します。レジ袋の有料化につきましては、環境にやさしいまちづくりの一環から、地球温暖化防止と環境意識の向上対策ということで、町内の各商店を初めとして、町民の皆様の御理解をいただきながら、平成20年4月にスタートしております。

当時、地方・自治体が主体となつての取り組みとしては、全国的にも珍しい取り組みということでしたが、その後、ちょっと古いデータでございますけれども、平成22年3月末では23都道府県、384市町村で取り組んでおりますし、皆様御存じ

のとおり、最近では大手のスーパー等でも取組むようになりまして、今では全国的な取組みとして展開されているところでございます。町の検証でございますけれども、レジ袋の辞退率という事で調査をしておりますが、平成21年度では74%、平成22年度では69%の方が、レジ袋を辞退しているという事で、レジ袋の削減効果は表れているのではないかなと思っております。

また、町民の皆さまにも概ね御理解していただけているものと思っております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 大体そのとおりだと思います。このレジ袋削減計画ですね。環境対策として2005年に策定した浜中町環境基本条例、その後にレジ袋の有料化と、この削減推進委員会の議論を経て、有料化が始まったわけであります。この取組は大変良く考えられておりまして、このキャラクターのレジポ君ですか、この形もネーミングもなかなか良い訳であります。

またキーワードとしては、環境に優しいまちづくり、エコの町、クリーンな町、理想は高く地球温暖化対策、地球は低くたった1枚のレジ袋から、すそなは広く、小さな子供からお年寄りまで等、改めて見ますと、なかなかの名文なのであります。その後、ご案内のとおりマスコミにも取り上げられて、また大手量販店が直ぐさま今、課長が言ったとおり同調したと、大手量販店は環境というよりも経費削減と、こちらの意味合いが強いかと思っておりますが、それで町民の理解も早まったと、こういう事であります。私も忘れておりました、エコバック、共有バックですね。500個の寄贈がございました。その後、撤去されておりますが、このエコバックは、その後どうなったのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） この制度のスタート当初、確かにマイバックを忘れた方等に対して、貸出をするようにという事で、各商店に貸出用のバックを配ったという事でございますけれども、その利用率といいますか、それが思ったほど無かったという事で、現在では回収して保管している状況でございます。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 今後このエコバックは、活用されない予定ということでしょうか。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長(金田哲也君) 今のところ、どのようにするかというのは決まっておりません。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) 質問用紙にも書きましたけれども、やはり環境意識の継続ですね。これには更なる動機付けが必要ではないかということで、ルパン三世のエコポイント機能という事を、今提案している訳ですけれども、町民課長、このエコポイント機能というのは御存じでしょうか。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(金田哲也君) 詳しいことは、定かではありませんけれども、このルパン三世カードの中に、このような機能があるという事は聞いております。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

3番(鈴木敏文君) そうでありますね。エコバックを持参された方に、そのエコポイントを与えるという事で、ますますエコバックを持って来る意識が高まるのではないかなと。また、この他にボランティア活動にポイントを与えたらどうか、というアイデアであります。

また、先ほど言いました高齢者健康教室参加者にも、カードを持参して頂いてポイントを付与する、春の健診なんかもありますよね。あるいは植樹祭の参加、ボランティア活動の参加、あるいはゆうゆ入浴料、こういう事が考えられますし、また地区によっては子供たちの夏休みのラジオ体操、これらに色々幅広く参加するとメリットがあるんだよと、ポイントを与えるという事でもあります。地方自治体というのは、サービス業でありますから、多種多様なことが考えられる訳でありますけれども、こういう参加者にポイントを与える、こういう事はいかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 町民課長。

町民課長(金田哲也君) 御質問の環境意識の継続に更なる動機付けという事で、ルパン三世カードのエコポイント機能を、活用してはどうかという事でございますけれども、確かにレジ袋削減の手段として地域通貨、雑貨、商品券、割引券等の提供をしている自治体もあるようでございます。御質問にも今ありましたように、エコだけではなくボランティア活動、公共施設の利用、あるいは各種、町行事への参加等、色々な事での活用が考えられる訳でございますけれども、このレジ袋削減推進委員会ですか、当時、この中でも、このようなことは話し合われていたようでございますけれども、中々実現

には至らなかったようでございます。

今回、ルパン三世カードという制度がスタートしまして、その中で、こういう事が出来るという事でございますので、今後レジ袋削減推進委員会、更にはルパン三世カードの実施主体であります、浜中町ピリカスタンプカード会、あるいは商工会等々の各機関と、また庁内の関係各課と果たして、どのような事が出来るのか、あるいはどの様な方法で出来るのか。そのようなことで検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 前向きな答弁だったと思いますけれども、どういう事が出来るのかを、やはりこのポイントの認識が、なかなか伝わっていないと思います。レジ袋削減事業、エコポイント部分はポイント加盟店の機械での集計、これを1年に1回程度自動的に集計されます。その店が、エコバックを持って来た人が何人いるのか、これが自動的に出てくる仕組みになっています。そうすると、そこに町の方で幾らか、そのカード会の方に補助が出来れば、よりスムーズに行くのではないかなというふうに思います。

また他の事業、先ほどから申し上げておりますけれども、参加型の部分でありますけれども、その前にこのポイントの購入ですね。これも町の方にしてもらおうと、それでカード会から機器の借入も出来るのですよと、買おうと思えば9万円程度で買えるんですよという事があります。機器を借りて頂くと、そしてポイントを買っていただくという作業ですね。こういうイメージになる訳であります。今、大手量販店でのポイント還元は1ポイントの金額は売上げの1%還元を切っていると、こういうふうに言われております。ルパン三世カード会では、1ポイントは、売上げの1%還元だと、こういう事で店によっては2倍セール、3倍セール、5倍セール、今やっている訳であります。いわゆる105円の買い物で利益の1%、1円を還元しているということでもあります。

また、店によっては町より支援を頂いておりますプレミアム商品券、これは10倍セールと、こういうことをやっている店もあります。これは全店でありませんけれども、この10倍というのはどういう事かという、そのお店の利益の1割10%を還元しているということでもあります。この10%還元、1割還元という事は、いわゆる出血大サービスとこういうふうになる訳であります。これが店側であります。

しかし町が、この事業を賛同してやるという事は、例え10倍付けたとしても、わずか1人につき10円の負担です。5倍であれば5円の負担とこういう事に、仕入れが無い訳ですから、利益が出ない訳ですから。そういう還元になると、こういう仕組みであります。つまり少ない金額で、町民は参加すれば、エコバックを持って行けば、ポイントが貯まるこういうメリットがあります。町は事業に参加を促す手段になると。そして、ポイントカード会には、今後のイベントに廻す事業費が入ってくると。まさに3者WIN・WIN関係なのであります。いかがでしょうか。この所感を聞きたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 先ほど、どのような方法でと言ったのが、そういう意味がございまして、例えば1回買い物をして、マイバックを持参で行ったら、何点付けるかというような事も、今後、協議させていただきたいというような事で、申し上げた事でございます。

マイバック持参ということであれば、それぞれの店頭でのポイント付けになりますので、新たにその機械を設けるだとか、そういう必要は無い訳ですけれども、例えば、町の行事に参加したというような時には、機械を借入れるだとか、いっぺんに何箇所でもやる時には、幾つも機械がいる訳ですから、今聞くところによると1つしか予備が無いという事でございますけれども、貸出していただく事になるのか、町で買うのかと、いろんな問題がございますので、それらの事を今後、協議させていただきたいという事でございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 前向きな答弁をいただきました。素晴らしい機能でありますから、町の方からも御負担をいただきましたので、是非この機器とカードを活用して、町民に喜んでもらえる、それから加盟店にもメリットがある、町にもメリットがあると、こういう事業を進めていただきたいと思います。まちづくり課長が首を傾げております。今その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） このエコポイントカードについては、御承知をしております。商工会で新たな形で、その有効性は分かっております。

若干、私の方で解釈の部分がどうなのかという事がありまして、先ほど言われたようにボランティア活動、それと図書合わせて高齢者事業だとか健診事業、それぞれにどう

なのかという事がありますけれども、町民課長の方から受けまして、若干の議論というか、その協議をさせていただいたところではありますが、当然、町との連携をして、それぞれの当初の貸出、それと健診事業というのが、それぞれ福祉事業の役割の中でやっております。

現在、これをポイント化するというのであれば、町全体の町税から、また、一部これを持ち出して、そこに若干疑問が残るかなと、全体としてどうなんだという事を、ちょっと考えざるを得ないと思って、今、貸出については、商工会の方で確認をしましたところ、これは、今ある中で貸出は出来るという判断ですけれども、購入するという事も含めて、この中で出来るのかどうかという事を、実際に考えていかないとならないのかなと、ただ、この色んな教育活動、それと健診という事で、健康増進に繋がるものというは理解をしておりますので、再度、この辺は十分に議論をさせていただきたいという事を、御理解していただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 課長の十分に議論をしたいという事は、多分ここにあると思いますね。レジ袋削減計画、これは町民課であります担当課は。そして更なる動機付けのポイントカードの活用、これは色々な課が出てきます、まちづくり課も出てきます。いわゆる縦割り行政ですね。ここに行き着くんじゃないかなと私は思う訳ですね。

だから、この課を跨いだ議論が十分な議論と、こういう事になるかと思いますが、素晴らしい機能でありますので、最後にもう一度、その点だけ見解をいただいて、この質問を終わりたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 今出された、それぞれの中身でございますけれども、この対象メニューを、まずは決めていかなければならないのかなというは、1つあると思います。

これは、いろんな部分での機能の役割なんですよ。このエコポイントの中の機能で出来るという事をさせておりますので、それをどうするのかというのは、まず1つあると。それと具体的な方法、これも1つ先ほど言われたポイントの率還元、どういうふうに位置付けとして取組んで行くのかという事も含めて、この辺の商工会と協議をさせていただきながら、町として、どのような支援、施策を持っていくのかという事で、検討させていただきたいという事でございますので、御理解をお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 通告順に基づき一般質問をさせていただきます。私で3人目ですので、後に3人控えております。出来るだけ完結に答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目でございます。道道霧多布岬線の花壇整備の在り方についてであります。道道霧多布岬線の花壇ボックスの一部から、モンタナ松や植物が消えまして、灰色の防草シートで覆われている光景については、緑が無くて市街地のメインストリートとして見るに堪えない状況になっていると、私はそのように見ております。どうしてこうなったのか。これまでの経緯を検証させていただきますと共に、まだ植栽が残っている花壇について、今後どのように対応して行くのか。その辺の見解を求めていきたいと思ひます。

まず、最初に検証したい訳ですけれども、この花壇ボックスについては、浜中町が当時の土木現業所に設置を要請し、平成元年度から平成3年度で整備されたものと、このように聞いておりますし、花壇内のモンタナ松については、道が植栽をしたと。それから、花苗については、道から提供を受け、植える作業や草取りなどは、町内会にお願ひをして、市街地内の環境美化に努めてきたと。私はそのように認識しておりますけれども、そのとおりでよろしいでしょうか。まずお答えください。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（大橋務君） 7番川村議員からの一般質問、花壇ボックスの防草シート敷設の経緯について、ご説明させていただきます。質問の花壇ボックスは植栽柵と同じものでありますので、植栽柵という表現で回答させていただきます。

道道霧多布岬線の市街地植栽柵については、地域からの要望により、平成元年から3年かけて整備され、釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所からの支援のもと、地域の皆さんの協力により、サルビアやマリーゴールド等花苗を植え、景観の美化に努めております。

この間、担当する自治会の一新会から共和会までの会員の皆様には、植栽柵の管理をしていただいたのですが、設置から20年以上が経過し、それぞれの地域で担当者も高齢化が進んで、沿線居住者が町外に転出するなど空き家も多くなり、目の前の花壇でありながら管理しきれない状況が、植栽柵の方に発生しております。このような事から...

議長（波岡玄智君） 主幹の、答弁をそちらの方で止めたのですから、更に適切な答

弁をすべきだと思いますので、継続して答弁してください。

まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 聞いたことは一問一答ですから、聞かれた事だけ、そうだったら、そのとおりだというふうに言ってもらえれば、それで良いんですよ。長々と、この後も検証していきますから。

それで、そのことを踏まえてお聞きしますけれども、建設管理部厚岸出張所が草刈等の維持管理経費節減策として防草シートを設置した。これは厚岸町の方から、進めてきたというふうに聞きました。本町においても今年度、霧多布市街地の今の植栽柵と言いましたが、その中の275㎡が実施されたというふうに聞いております。

その段階で、確認したいのですけれども、この工事施工前に建設管理部の方が、あるいは施工業者から、工事概要の説明がされたと思うんですよ。これは直接町内会に、その業者が入っていったのか、あるいは町の担当者が聞いて、町内会長さんに集まってもらって主旨を説明したのか。その辺の経緯と町内会長さんから、どういう反応があったのか。一部先程お答えがありましたけれども、その辺まで含めてお答えください。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（大橋務君） ただいまの質問ですけれども、釧路総合振興局釧路建設管理部の厚岸出張所の方からは、初めに業者の方に連絡があって、業者さんの方から町の方に問い合わせがありました。建設管理部の方では、面倒を見切れない植栽柵について、防草についての敷設をすればいいかという提案がありましたので、共同のまちづくりを進めるうえからも、行政側の判断だけで進められない事と考え、4月11日に沿線4自治会長にお集まり頂き、対応について相談させてもらったものであります。

その時点では、雑草が繁茂している植栽柵のみに敷設するという提案をいただいて、自治会にそれぞれ、その説明をさせていただきました。自治会長からは、自治会に持ち帰って相談の上、早急に希望箇所を回答するという返事を頂き、回答を直ぐに頂いたのですが、どの自治会長からも、地域住民の高齢化と繁忙期における除草作業、出席負担増の理由から、自治会役員や女性部担当者、老人部担当者からも反対を受け、一部を塞ぐのでは無く、全部を塞いでくれという統一の申出というのが、あったのであります。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番(川村義春君) ただ今の答弁からしていきますと、住民説明をして住民の方から全部塞いでくれというような要望があったので、塞いだというふうに聞こえてきました。

私は、第5次の行革大綱では、後世の確保と当面性の向上という事で構成されておりますけれども、あの開かれた行政を実現し、町政に対する住民の信頼をより確保する為に、情報公開の推進による説明責任を果たす。そういうことで公正公明な行政運営が出来るんだというふうに言っています。

ですから、私は多くの町民の意見を聞くべきだと、町内会の意見で塞いでしまうというような事ではなくて、これからの時代は、パブリックコメント制度というのは、まだうちの町導入されておられませんけれども、そういったことも含めて、きちんと説明責任がされるべきだと。

特に、これは6月に行われた工事で、6月中に一部を全部やってしまったんですね。それで気がついてみたら、モンタナ松まで採ってしまった。私が思うに、町内会の都合で花植えや草刈り作業が出来なくなったことを理由に、町の担当者が、土木現行所に要請しに行ったという事では、責任を町内会に押し付けるような形に思うのですよ。責任を転嫁するような話になってはならないというふうに私は思うのです。

逆に、良くぞ20年間も一生懸命維持管理してくれたと。後のことについては、行政で色んな方法を考えて、維持管理をして行くからというような事が、考えられるべきだったのではないかなと、そして、樹木については、モンタナ松については、地元から言われて切ったというふうに、土木現業所の方では言っているのですけれども、その辺は確認されていますか。

町の担当者として、その辺は知った上で土木現業所の方に、全部覆ってくれと要請をしたんですか。このことは町長も知っているのですか。当時、担当の課長だったと思えますけれども、合わせてお聞かせください。

議長(波岡玄智君) まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹(大橋務君) 防草シートを敷設した地域の植栽にかかる、モンタナ松の事につきましては、冬の降雪時、松があることによって、排雪場所によってとか、子供やお年寄りが道路を横断する際に車両から見えづらく、事故の危険性が高いという要望が、今敷設されました共和会の方から出ました。モンタナ松自体は、ちょっと偏って植えたところがありまして、枯れたものが相当出ていた事から、町内会長さんの方と、

業者さんの方で相談の上、強い要望で撤去に至ったと聞いております。以上です。

議長（波岡玄智君） 一問一答で、きめ細かに質問しますから、一問一答ですからの確に答えてください。余計なことは結構です。今の質問に答弁漏れがありますので、答弁してください。

町長。

町長（松本博君） モンタナ松の話は聞いておりません。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 答弁漏れがあります。責任転嫁をするような話じゃなくて、行政職員というのは、私もやってきましたけれども、やっぱり、今までお願いしてきた訳ですから、出来なくなったら出来なくなつたで、町内会を責める必要も何も無いんですよ。

今まで、行政がお願いをして来て、20年間、町内会の皆さんにお世話になった訳だから、残ったものについては、今後どうするかという事が、そこが行政の責任なんですよ。そして、説明責任その辺ですよ。これが開かれた行政ですよ。透明性を確保する意味での、その辺が答えとして出てきていないのですが、再度質問します。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 議員のご質問の件でございますが、特に自治会の方に責任があるという事でやった訳では無くて、自治会の方から、こういうふうな要望があるという事で、土木現業所さんの方に、どうでしょうか。というような、お願いをしたという事でございますので、御理解を願います。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） きちんと質問の趣旨が伝わってないようですね。説明責任もそうなんですけれども、私は町内会長、町内会の皆さんに責任転嫁をしてはならないと。あくまでも町が、今後も維持管理していくという事で、松についても、土木現業所にお問い合わせをすれば、選定もちゃんとやってくれるはずですね。

だから、そういうことで少なくとも、あの区間で緑が無くなったと。今後、それをどうするかということも含めて、行政としての立場、考え方、その辺だけ確認をしたかったんですよ。

次の質問に移りますけれども、今後の対応についてお聞きをしていきます。町内会の数人の方に話を聞きました。そしたら植栽のない植栽柵、花壇ボックスですね。これは

意味がないので、私たちだけでも植えて行きたいと言ってくれる方が数人おりました。11月24日に釧路土木現業所建設管理部厚岸出張所の維持管理係の所に行って来ました。来年度の計画についても聞いてきました。来年度の厚岸出張所の方では、防草シートを800㎡くらい残っているのですけれども、それを約600万円くらいのお金を掛けて、全部やる計画だというふうに聞いています。

ただ、維持管理係の話によりますと、モンタナ松を残す事を前提にしていると、そして見通しが良くなる選定も希望があればやりますよと。そして花苗についても、例年通り2300本くらい提供できる見込みもあります。そういう事を言ってくれているんですよ。町として、今後どう対応していくのでしょうか。本年度同様に、植栽の撤去を含む工事を依頼するのですか。その辺、確認をしていきたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 議員言われた事での、個人的な管理を継続したいという方の意向も、私たちの方で聞いております。そのような御意見もいただいておりますので、更に細かく自治会と調整を図ってやって行きたいと思っております。

合わせて、町のイメージアップについてという事で、やはり緑のある空間、これは、メインストリートではございますので、今、自治会もひとつあるのですけれども、その他に、観光協会や商工会合わせて地元商店会というのが、そこに隣接をしておりますので、それと合わせて企業等の方々のご協力をいただきながら、植栽の在り方について検討させていただきたい。まずそういうところであります。新しい管理体制と合わせて、これも検討させていただきながら、進めて行きたいとここでございますので、御理解の程お願いいたします。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 越田課長の方から前向きな話をいただきました。本年度と同様の工事ではなくて、残すものは残すと。サワベ写真屋さんから霧多布の一区の所まで、まだ手を掛けていませんから、その辺も含めて、土木現業所の方では残せるものは、残したいという考え方のようです。

少なくとも私は、今課長言われたように、環境基本計画に掲げた美しい町並みづくりの推進、あるいは霧多布湿原の計画形成保全協議会で、景観環境条例の制定に向けてアンケート調査等もしているし、先進地視察なんかもやっているんですよ。その他、ルパン三世の地域活性化プロジェクトで整備しようとしている、ルパン三世ストリートとの

関連から考えても、一の通りの道路に緑を無くすというのは、黙って工事を黙認するというような事はすべきではない。このように思っている訳です。

既に、防草シートを敷き終わった4区地区。その花壇ボックスであっても、カッターやハサミで、防草シートは雨も通るし、それから肥料なんかも、上からやっても浸透していくようなもののようにです。

ですから、はさみで切って、そこに花を植えることも可能だというふうに聞いております。今まであったモンタナ松、松は業者が全部捨ててしまったようですけれども、改めて連翹だとか紫陽花だとか低木を、その所に設置をするというような事も考えていくべきだなというふうに思っております。

そして管理の関係ですけれども、もう一度、町内会に理解と協力をお願いしてみると。それで、出来ない場合については、先ほど言ったように、花植えに協力出来る方を個々にお願ひして依頼をします。それでも出来ない地区については、今、高齢者事業団で仕事が少なくなってきているという事があるので、町費がいくらか掛かるかと思ひますがけれども、高齢者事業団に依頼をしていくというような事を、考えるべきだなというふうに思ひます。

これらを基本的な管理方針を定めて、町広報等を通じて広く町民に周知を図っていただきたい。要は、メインストリートですから、町民だけじゃなくて、観光客も入って来る訳ですよ。年間、今年は35万人くらいですか、ピークの際は40万人入ってきたというのですから。だから、そういう皆さんが気にしている、一番大事な通りだと思ひますので、その辺の考え方をお聞かせください。

議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

まちづくり課長（越田正昭君） 議員おっしゃいました、今、提案をいただいたと認識をしております。

当然、自治会のその辺については再度、御確認もしながらやって行きたいと思ひますので、様々な団体等にも御意見をいただきながら、合わせて広報等含めて、町としての周知もして行きたいと思っておりますので、御理解の程をお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 是非、そのように早いうちに管理方針を定めて、町民に確実に周知徹底をしていただきたい。もう既に、町内会の一部では、田中商店前なんかは松を抜いて、自分の玄関の前に置いているようなところもあるんですよ。

ですから、早急にこの辺は周知をしていただき、徹底をしていただきたいということ
を申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。

町政執行についての所信の中からお尋ねをいたします。10月20日の臨時議会で町
長から、町政執行についての所信と基本的な姿勢が述べられました。産業振興、防災対
策などを含め、共感する内容であり心強く感じた次第であります。そこで確認したいの
ですけれども、町財政の健全化対策の中で言われた、将来のまちづくりに合わせた予算
編成ができるよう、庁内の機構改革や適切な職員の配置などにより、最小の経費で最大
の効果を得る為、過去の慣習に囚われない行政改革に取り組んで参りますと言われてお
り、私もその通りだと思っております。鉄は熱いうちに打てという格言があるように、
時期を失したら、なかなか物事が思うように進まない訳です。

町長の熱い思いを、早期に発信することが肝要と思っておりますので、以下の項目について
1項目ずつお聞きをしていきたいと思っております。1つ目、町内の機構改革に触れられた真
意と狙いについてお答えください。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 1点目の、町内の機構改革に触れられた真意と狙いはとい
う事でございます。10月臨時会の町政執行の所信の中でも申しておりますけれども、
町財政いわゆる10%前後の自主財源と、地方交付税などの財源に頼らなければいけな
い、依然として厳しい状況にある町の財政運営を考えます時、国内外の景気動向は基よ
り、3月11日の東日本大震災以降、国は更なる地方交付税の減額等が予想されてお
ります。

この限られた財源の中で、効率的な行政事務を行う上で、今後の業務量の推移などに
適用した機構の見直しについて、随時対応するという事が必要と考えておりますので、
その辺に触れたと言いますか、所信で述べたところでございますので、ご理解いただ
きたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番(川村義春君) 町の財政事情が厳しいということは、私も承知してござい
ます。それに備えて、随時対応していきたいということも分かりますけれども、そ
こで聞きますけれども、本町の財政改革、行革大綱ですね。平成8年度に策定されて
以来、3年毎に計画を見直しながら、第5期を終えております。

本年度から第6期目となる訳ですけれども、今日の行政報告で述べられたように、策

定されているというふうに聞きました。町長の考える機構改革の方向性が示されているのでしょうか。その辺お聞きしたいです。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 第6次の行政改革大綱につきまして、冒頭町長の行政報告の中で申しましたとおり、行政改革追伸事項という事で、事務事業の見直しについて、その中でやはり、今申しました今後の色んな業務の推移を見ながら、随時対応するという事を申し述べております。それは必要不可欠という事で、事務事業の再編整理合理化につきまして、記載といたしますか、大綱の中で申しております。

例えば、既存事業の見直しでありますとか、それから今後、予想されるであります、新規事業の取り組み等につきましても、大綱の中で記述をしているところでございます。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番(川村義春君) 同じような答えが返ってきました。私は、機構改革というのはもう既に大事な部分だなというふうに思っておりますので、随時見直しをして行くという事、そして町長の所信表明でありますから、4年間の任期中に、こういう事をやるんだなというふうに思っていました。そして随時という言葉ではなくて、期限を切って、例えば4年間のうち、いつ頃までにやるんだというような事も必要かなというふうに思っています。

この部分については、後段の部分で再度確認をしたいと思っておりますけれども、2つ目の質問を指して言います。過去の慣習に囚われない行政改革の中身、これについてお答えください。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 先程もお話しております、今現在、特に3月11日大震災以降、社会とか経済とか行政の在り方、色んな環境の変化がございます。その他、それに伴いまして、町民の期待、信託に応える為に、個性豊かで活力に満ちた、浜中町の実現を目指し、また迅速で的確な行政サービスを提供していく為に、今までも行政改革大綱等で、更なる行政改革を行っておりますけれども、社会情勢の目まぐるしい変化に合わせて、更なる行政改革を必要と考えております。

基本的に総合計画でも申しましたとおり、町民の共同のまちづくりを念頭に置きまして、これまで以上に町民それから議会、関係団体との理解と御協力を得ながら、公務員

としては、とかく前例に基づく仕事をしがちでありますけれども、法令遵守は言うまでもありませんが、改めて点検、見直し、原点に立ち戻る事が必要と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 過去の慣習に囚われない行政改革の中身という事で、質問しているのですけれども、例えば職員の人事については、年功序列型から、意欲溢れる職員を昇格させる等、職場の活性化に結びつくような人事異動をするというのも、過去の慣習に囚われない改革の一つと思いますが、その辺はどうですか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 今、人事の関係につきまして、お話ありましたけれども、当然そのように思いますし、現時点でも年齢が高いからとかという事ではなくて、多少下の年齢の方でも管理職主幹、課長等に登用している実態もありますので、そういう形も必要だと思います。以上です。

議長（波岡玄智君） ちょっと待ってください。質問は、過去の慣習に囚われないとしっかりした文言で、きちんと慣習に囚われないと言っているんですから、その事に対して、具体的にどういう事ですかと訪ねているのです。

それで質問者から、例えば年功序列の問題を云々と、このように再度質問されているのですから、その質問に対して、過去の慣習に囚われないという事ですから、具体的にもっとはっきりと、答弁をしていただかなければ議論は済みません。

副町長。

副町長（松本賢君） 慣習に囚われないという事ですね。慣習というのは、大きく地方分権の絡みで一括法の後から、自治法も変わりましたし、言ってみれば今までは機関委任事務を前提とした、中央省庁の業務に合わせた改正だったんですね。それが固定的に過去から今まで至っておりますが、地方分権の土台というのは、もう出来ています。そのように色々時代と共に、その変化に柔軟に対応できる、そういった組織にしていく必要があると思っています。

例えば、機構改革で申しますと、色んな具体的にやるとは思っておりませんが、言ってみれば政策の目的に応じて体制を組むとか、あるいは人事構成上、先ほど年齢の問題がありましたが、それは置いて、要するにフラット化を図るだとか、あるいは、グループ制を導入するとか、そういったものがあると思います。

それも、今までの慣習に囚われない新しい動きだと思っておりますので、これらを色々検討していて、まずは我々公務員に、色々民間の方からご指摘を頂いております、前例踏襲主義ですとか、横並びの意識ですとか、ずっと長い間、そういう世界に我々は居ましたので、指摘は住民の声であると真摯に受け止めて、こういうものを変えながら、あらゆるものに対して、色々先駆けを見越して検討を進めると。こう言った意識改革を含めまして、先ほど申し上げましたように、例えば機構改革で目的に応じた体制ですとか、あるいは職階の問題で行きますと、フラット化です。これをどうするという具体的な、うちの方向性として持っている訳ではございませんけれども、その町々に合わせたシステムを、他町村に混ぜることなく、自分達で自分たちの行政を進める為の組織を作ることが、慣習に囚われないとこのように思っております。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 今の答弁を踏まえて、3つ目の質問に入らせていただきますけれども、課の再編など具体的な構想があれば示していただきたいと思いますが、何時どのように実行するのも含めて考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

先ほど3番議員さんに対するお答もあったようですけれども、その答弁については、直ぐ課の再編と言うか、そういう機構改革を考えていないというような話もありましたけれども、町長は所信の中で、きちりやっけて行くというふうに言っていますから、4年間の中のどの時期なのか。その辺も出来れば明示していただければと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本賢君） 時期的なものは町長がお答え致します。私の方は機構改革をやって、まだそんなに経っていません。でも、この事につきましては、時代も変わっていきますし、職員もどんどん変わっていきますので、そんな意味では、検証をしなければならぬと思っております。その上で何が問題なのか、色んな事はあると思いますし、議員さんもよく御存じだと思いますけれども、そんな事について各職員、あるいは関係する組織の方々の意見を聞きながら、まず第1に考えるのは、町民がどう役場を思っているかと、利便性のある役場そういう組織体を構築するような事では、色々具体的にはあります、それは今申し上げませんが、そんな意味では、そういう役場そういう組織を構築するという事を前提に考えております。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 機構改革について、副町長からお話がありました。私は、私見

で言わせてもらいますけれども、平成20年度から大課制と主幹制度がスタートして、4年目を迎えた訳であります。横断的で機動性に富んだ機構改革を、構築するとしておりましたけれども、現実的にはどうでしょうか。課職員の他係りとの暇な時期に仕事をさせるだとか、そういう横断的な機動性に富んだという表現で、今までもやってきたけれども、実際そういうことは、係毎の縦割りですから、なかなか思うようにいかないですよ。

それと、管理職発令されている主幹さん、この方々に対する権限の在り方、例えば休暇を1つ取るにしても、主幹では決裁を出せないと、課長まで行って決裁を取る、こういうような権限のあり方、それから今現実的に見ますと、他部署で過去に配置された主幹が配置されていない。配置しなくても出来る機構になっているんだなというふうに認識していますけれども、その辺の状態をどういうふうに見るかだと思のです。これらの制度について反省、評価した上で、新たな改革が必要だというふうに思っています。

来春、直ぐ機構改革をやれと言っても、今の体制から言って無理だと思います。再来年、平成25年辺りにやるというような、そういう考え方を持っているかどうか。その辺を含めて、お考えを町長からお願いしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町長。

町長（松本博君） 御質問にお答えします。私見を含めてという事で、川村議員よりお話がされました。大課制、主幹制度含めて誘導されているような答えが、いつ頃というふうに言わなければいけないのかなと思いましたがけれども、確かに、長谷川町政を政策課題含めて、引き継がせていただきました。

当初、この手の質問に対して答弁を、最初考えたのですけれども、長谷川町長の時に機構改革をやったから、私共もやりますというなら、ちょっと甘いなと思ったのですけれども、いずれにしても大課制そしてまた主幹制度、色んな意見がありましたけれども、それは、やっぱり部分的には機能したと思のです。全部が全部だとは思っていません。

ただ、これから、管理職がたくさん居なくなるとすれば、大課制が良いのか、その主幹制度を見直すのかという事も含めて、そんな時期がくるだろうと思っています。時期は、確かに明春はちょっときつい、その次の年、この4年のうちの任期があるとすれば、その真ん中では、しっかりやりたい、やらなければいけないなと思っております。

これは、先ほど随時という言葉を使いましたがけれども、そうではなくて必要な時というのは、想定された時は、その時は絶対に必要だと思っておりますし、必要な部分が出て

きたとすれば、部分的かも分かりませんが、新たな顔を作る、新たな顔を減らすという事も含めて、随時だと思っております。大きくは、出来たら2年後には、そういう見直し主幹制度も含めてですけれども、この間、是非検証させてください。そして皆さんにまた、お知らせしたいと思っています。そんなつもりで今居るところであります。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） ただいま町長から前向きなと言いますか検証して、任期中に何とかやりたいと、そのように確認をさせていただいたところであります。

私の一方的な考え方ですけれども、今、管理職が12名ですか、そして主幹が6名で、20名の管理職が居ると思います。

今後、その主幹制度を、例えば無くするとすれば、新たに福祉保健課から、保育士を離すとか、建設水道課から、水道課を離すとか、あるいは教育委員会の部分で行くと給食センター、あるいは霧多布高校それらに管理職を配置する。

そして農業委員会についても、専任の管理職を配置するという事で調整していくと、この20名でうまく納まる、1人余るのですが、特に私は思うのに、喫緊の課題である防災対策を具体的に進めていくとすれば、職員の大変な努力が必要だと思っております。

特に、災害特区の指定を受けた本町については、想定される事業計画づくり、例えば津波タワーや避難道の整備、庁舎の高台への移転新築、防潮堤のかさ上げ、減災を目的とした、防潮堤の新規造成等、早期に進めて特区申請のメニューが示された時点で、他市町村よりも先駆けて申請できる体制づくりを、今から作っていく必要があるのではないかなと。そういった意味では、防災担当課の創設、これらも考えられるのかなというふうに思っております。

これで、ちょうど今の20人がうまく配置されるのかなと、いうふうに思っておりますけれども、誘導尋問ではありません。今朝の新聞を見ますと、釧路町で4つの部制を引くというふうに報道されておりました。私は課の連携をとるとすれば、前にやった部制、総合部と経済部も、有りかなというふうに思っているんですよ。

そうすると、課長さん方の連携がきちんと、とれるというふうに思っていますので、是非、その辺も考え方どう思うか、最後に質問させていただきたいと思っております。町長からお願いします。

議長（波岡玄智君） 町長。

町長（松本博君） たくさん提案を受けましたけれども、是非しっかり検証をして、

慣習に捉われない機構改革を含めて進めて行きたいと思います。ただ今言われた意見も参考にします。そういう意味で是非、検証させてください。

そして良い機構を、その時代にあった機構を作っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番(竹内健児君) 文科省は1995年、平成7年阪神・淡路大震災を契機に平成18年度末までに、耐震診断を完了させる計画だったが、中々これが出来ないでいます。

言うまでもなく学校施設は、そこに通う子供の安全を守るばかりではなく、災害時には、住民にとっても頼りになる建物であります。教育施設としても、どう高機能化を計っていくか多様な側面から、自治体の重要な問題として、考えていく必要があると思います。東日本大震災の教訓からも、学校の耐震化は急がれます。以下、質問を致します。

まず、第1番目として、学校施設の耐震化、これはいつから始まっておりますか。そして、耐震化の市町村の取り組み、促進策として耐震結果の公表、これは、各建物ごとのIS値等を公表するように、義務づけられておりますが、これは何時からでしょうか。

また、本町の耐震化の進捗状況と耐震化結果は、どのようになっておりますか。お答え願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) まず、1点目の浜中町の耐震化の進捗状況について、お話を申し上げます。全国的には80.3%、北海道では69.0%、釧路管内では59.1%等、浜中町では、耐震化の進捗状況については、66.7%になっております。

2点目の耐震化が、いつから始まったという質問でありますけれども、今の新耐震の基準につきましては、昭和56年6月以降から始まっております。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹(内村満君) 耐震診断の義務づけと公表でございますが、平成20年の6月18日に地震防災対策特別措置法が改正されまして、それによりまして、耐震診断を行わなければならない、また、地方公共団体は、それを公表しなければならないという事で、平成20年6月18日以降という事でございます。

先ほど、私が申し上げました、平成20年6月18日の法改正によって、耐震診断を行わなければならないというような事でございますが、その以前に耐震診断につきましては、平成16年に実施をしてございます。その当時は、道の方の指導もございまして、

今のような耐震診断という基準は、二次診断以降が耐震診断という基準でございましたが、平成16年当時は、第一次診断でも、また何処を耐震化するかという優先度調査のみでも、それは耐震診断をしたという事で、平成16年当時の耐震診断については、終了してございますが、先ほど言ったように、20年の法改正によって耐震診断そのものの公表と診断は、二次診断以上、または、その公表をしなくてはならないというように変わったものでございます。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと浜中の場合、第二次診断はされていないという事になりますか。第一診断の結果として、どういう数値が出ておりますか。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） 議員さんおっしゃるとおり、第二次診断はしていないという事です。現在、今残されている学校がありますけれども、今、調査中という事でございます。

その当時の、第一次診断をした学校につきましては、姉別南小・中学校の第一次診断と、それから茶内中学校の特別教室が、第一次診断を実施したものでございますが、ちょっと姉別南の数値は抑えておりませんが0.7まではいかない、0.6の数値だと記憶しております。

ただ、茶内中学校の特別教室につきましては、IS値が0.3という事で極めて危険な状況だと言う事で判断したというふうに思います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 今の数値で大体お解りなつたと思うのですが、全国では80.3%、これは、いつの時点かというのは、1年前なのか現在23年度なのか、その辺りは、はっきり分かりませんが、多分、この浜中町の数値からすれば、一番近い今年の数値だと、私は22年度の4月1日現在というふうに抑えるのですが、その点、明確にしていきたい。

いずれにしても、浜中の耐震化の状況というのが、遅れているという事が事実だと思いますけれども、どういう認識をされておりますか。進んでいると思いますか。それとも遅れているというふうに認識されておりますか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 1点目の進捗状況の数字につきましては、22年度末をも

つての、23年4月1日現在の数値であります。

2点目の、浜中町の耐震化の進捗状況についてであります。全国北海道釧路管内の数字を述べましたが、浜中町の進捗状況については、進んでいる状況ではないと認識しております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 私、インターネットで調べたら、浜中町は耐震化率66.7%。これは全国で1位が沢山あるとか、2位が沢山あるという事ですが、1,656位中1,293位と下の方にランクされているのが、浜中の実態な訳です。

これから見ますと、私は浜中町の耐震化は、今、遅れているというお答えですけれども、非常に遅れていると考えています。これは私、今回この問題を取り上げたのは、学校の施設これは教育の場であると同時に、その地域の避難所になっている所がかなりある訳です。人が沢山集まって、使用している活用しているという施設なわけですね。ここの安全をきちんと、やっぱり守っていくという点では、耐震化が遅れているという事が、極めて憂慮すべき内容ではないかというふうに思いますけれども、その点での認識はどういうふうにお考えですか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) 議員おっしゃるとおり、学校につきましては、子供たちが安心して学ぶ場であると共に、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たす事も多いことから、学校施設の耐震化が極めて重要で喫緊の課題と考えております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 第一次の結果として、茶内の場合は0.3だというIS値が出ていると、この0.3以下か以上かというのが、あると思うのですけれども、どういう状態ですか。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹(内村満君) どういう状態であるかということですが、国の定める構造耐震指標というのが、IS値で表示するようになってございます。

議員さん今おっしゃった様にIS値ですが、国はこの耐震診断を実施するに当たりまして、震度6強以上の地震を想定しまして、建物がどのような状況にあるかという目安をIS値で、構造耐震指標という事でIS値で示します。この0.3未満という数字でございますが、これは震度6強以上の地震に対しまして、倒壊または倒壊する危険性が

高いという目安でございます。

それから0.3以上0.6未満につきましては、倒壊または倒壊する危険性があると、またIS値が0.6以上の判定が出た場合には、倒壊または倒壊する危険性は低いというような事で、IS値を用いて表示をしてございます。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、茶内の中学校の場合は特別教室ですね。これは、身体の障害のある生徒が居るといふ所に0.3以下ですか、以上ですか。倒壊の危険性が極めて高いという事ですか。低いという事ですか。高いという事ですね。そうしますと、この対策はどういうふうにされておりますか。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） 先ほど、茶内中学校のお話を申し上げましたが、茶内中学校の特別教室、昨年取り壊しを行いましたけれども、これにつきましては、IS値を計りましたら0.1と極めて危険性が高いという事で、特別教室はありましたが、この特別教室につきましては、教育委員会として設置者として、生徒に対しましては、使用を控えさせていただいたというような状況で、最終的には取り壊しをさせていただきました。そういう状況です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 私、これを聞いたのが、実際に66.7%という進捗率だと、まだ4割近く残っているということになりますよね。

これは、今後どういう計画で実施していくのか、この辺りについて、お聞かせ願いたいし、この耐震化、一次で終わるのか二次、三次とやっていくのか。これは、一次と二次、三次と進むに従って、非常に精度が高くなると。

それから、改築するにしろ補強するにしろ、明確にその状態が分かって、経費の節減にもなるというようなことが言われているのですが、その点で浜中の場合、二次耐震化が行われていないという点では、今後、二次三次とやって行く、そういう考え方をお持ちですか。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） 議員さんの御質問に答えていきますが、耐震診断そのものは、今の耐震診断をなさいという定義付けは、国が定める第二次診断を持って、耐震診断をしたという判断になりますので、第三次と第四次というのは、あり得ないという

ふうに思っております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 第二次診断はやるという事ですか。やるとしたら、いつまでに完了するのですか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) 浜中町の学校の耐震化につきましては、先ほども申したとおり重要で喫緊の課題と考えております。

この学校の耐震化につきましては、平成22年度から始まった、浜中町の第五期総合計画の中の、教育環境の整備の項目の中でも記載されていますので、今後は、財政当局とも、十分な協議を進めながら、耐震化を図って参りたいと考えておりますので、御理解を願います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、最初の耐震化が遅れているという認識からすれば、ちょっと程遠い感じを受けるんですね。そういう点では、私はこの問題に対する緊迫感がないんじゃないかというふうに思わざるを得ないんです。

それでは、もうちょっと前に進ませていただきますけれども、耐震化が遅れている要因というのは、浜中町の場合、どういう事なんでしょうか、どういう問題がありますか。お答え願います。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) 耐震化が進まない要因は何かの質問にお答えいたします。

学校の耐震化につきましては、耐震診断、実施設計、実施工事と係る予算措置が、町の財政状況や他の事業の優先度などから、予算措置が出来なかった事が、耐震化が進まなかった要因と考えております。御理解願います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 全体的には、そういうふうに全国でも言われている。それで、国は進まない原因を幾つか挙げております。今言われた、財政上の問題だと言われています。

それから、その他に、老朽化が非常に進んでいるという問題だとか、あるいは少子化による学校統廃合の課題もあるんだということも言われているんですね。これらは全て、この浜中でも合致する問題だというふうに思う訳ですが、しかし、現在使われてい

る学校、これから統廃合があつて無くなる学校もあるかも知れません。

しかし、そこはそこの地域にとっては利用する、そういう状態になる訳です。公の施設になる訳です。こういう点では、やはり安心して使える状態を、作らなきゃならないというふうに思う訳です。それで、国の方では特別措置というのを設けましたね。そして、財政的な交付金ですか、これの変更も国の負担分を増やすと、あるいは地方債の対応だとか色々されています。後ほどお伺いしますけども、そういう財源措置がされているにも関わらず、なかなか進まないというのは、もっと特別な要因があるんですか。

例えば、もし今耐震診断をする場合、建物の大小にもよると思うのですが、どのぐらいの費用が掛かるのですか。お答え願いたいと思います。

それと、その費用は全部その町村が財源を持たなきゃいけないものなのか、どうなのか。その点についてお伺いします。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） 耐震診断にかかる金額という事でございますが、平成23年度で議決をいただきまして、今姉別南小・中学校の校舎と屋体の耐震診断をしている訳ですが、これに伴う金額につきましては、415万6,000円程の予算を頂いて、今、現在行ってございます。

この財源につきましては、一般財源で措置をさせていただいておりますが、国の補助はあるのかという事でございますが、23年度分の、この450数万円につきましては、一般財源の持ち出しでございまして、今後、姉別南小学校の例を取りますと、これについて補強なり改修をする時点で、この実施設計費が上積みされて、補助の対象になるということで御理解を願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 耐震診断に対する委託業務ですね業務費、これは一般財源から出さざるを得ない。これには、補助が無いというお答えですか。そういうふうに理解してよろしいですか。今は無いけれども、実際に補強するとか、改築するとかという時に、この部分も含めて措置されるという、そういう捉え方でいいのか。はっきり答えていただきたい。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） 後段のとおりでございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、耐震診断をやる場合には、とりあえず町で独自に財源を求めて対応しなきゃならんと。

しかし、その対応した部分については、後ほど改築なり補強した時に、ちゃんとした交付措置がされるという捉え方でいいのですか。そうした場合には、どのくらいの交付がされるのか。お答え願いたいと思います。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) 具体例を出してお答えを申し上げます。

まず、耐震診断を実施した結果、先程も申し上げましたけれども、IS値が0.3以上の補強工事の場合ですけれども、事業費を9,000万円と仮定しまして、お話を申し上げます。この場合については、国庫補助が50%でありますから4,500万円、地方債50%4,500万円、これに対しまして、交付税措置が70%されます。それで3,150万円、実質的な地方負担は、事業費の15%の1,350万円となります。

続きまして、IS値が0.3未満の復興工事を実施した場合、9,000万円の工事費と過程してお話を申し上げます。国庫補助につきましては6,000万円、地方債につきましては3,000万円を負担し、交付金交付税措置が70%されます。実質的な地方負担の事業費につきましては、10%の900万円となります。

また、IS値が0.3未満は、極めて倒壊の危険性があると判断された場合、改築をする場合、事業費を2億円として、ご説明申し上げます。国庫補助につきましては、事業費の55%1億1,000万円、地方債につきましては45%の9,000万円で、交付税措置されるのが、70%の6,300万円、地方負担が実質的には13.5%の2,700万円となります。

議長(波岡玄智君) 竹内議員。

8番(竹内健児君) いずれにしましても、地元負担は事業費の10%から、多くて13.5%という事になる訳ですね。これは改築する場合、あるいは補強する場合によって違うという事で、今回その制度の特別措置ということで、国の負担が上がるという事が、倒壊並みになったというふうに言われていますが、これは事実ですか。その内容として、今通知が出されているのですか。それとも、その前の負担の状況で出されていますか。どちらですか。

議長(波岡玄智君) 管理課長。

管理課長(工藤吉治君) 特別措置の前の数字でお答えを申し上げます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 今回倒壊並みだと言われている数値は、これとは違うんだと。そうしますと、この数値が若干変わりますね。それはどういうふうに変わりますか。

議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

管理課主幹（内村満君） ただ今、課長の方から率について、ご説明を申し上げましたが、IS値0.3の危険な建物について、先程過疎債を基にご説明をいたしました。教育長冒頭で報告しているとおり、これを防災債に活用した場合に、国庫補助金そのものは55%で変わりません。

交付税措置の内容が、過疎債が残りの70%を還元ということでございますが、これにつきましては、全体で交付税措置額が36%になります。先ほど町負担が13.5%になるということでございますが、防災債を利用した場合は、9%で終わるという事が防災債にした場合の財源の措置の内容でございます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 当初予算の負担の部分というのは、かなり軽減されてきているというふうに理解してよろしいですね。

そうしますと、財源的な負担、これはかなり軽減されてきているということではないでしょうか。私は何億円もの改築、改修、補強だというのは多分、浜中の場合は、そんなのはあり得ないんじゃないかなと、いうふうには理解しますけれども、財源を盾になかなか進まないという理由には、私はならないと思うのですがどうですか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 今申し上げました、防災債の適用を受けるに当たっては、この度の国の第三次補正に関わる予算でありまして、この三次補正に該当するに当たっては、手を上げる段階で耐震診断及び実施設計が済んだものでなかったら、この防災債の適用には、ならないという事であります。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) 防災債に、当てはまるかどうかという事は、また別の話だと思うのですが、いずれにしても遅れているという認識は国でもしている訳ですね。

それで、色んな特別措置をやって、倒壊並みに引き上げて対応すると、早く耐震化をなささいという事を、言われているのですけれども、本町の場合は遅れていると、そういう点で、財源だけの問題では私は無いんじゃないかと。本当に、この施設を子供の為、

その地域の為に、どう安全にするかという問題として、私は受け取る必要があるんじゃないかというふうに思うのです。

これは、最近の報道で明らかになっているのですが、60年間お疲れ様という見出しで、出されている記事があります。この近くの統廃合の学校ですけれども、それは財政上の問題でお金が掛かると。だから、もう駄目だと。費用対効果から言っても無理だという事で、統廃合になったという記事が載っています。最後の閉校式をやっている写真が載っている。その記事の中で、こういうふうに言っているんですね。これは、生徒会長ですよ。子供です。子供の生徒会長は、校舎の耐震性の低さなどを理由に、閉校が決まった時の事を、耳を疑ったというんですね。私はやっぱり残念なことだなと思うのです。子供たちさえ閉校の事を知らないと、知らされていないで閉校になる。

そして、危険性のあるそういう学校にずっと住んでいたと、私も、この学校を見たことがありますけれども、すばらしい綺麗な学校です。木造ですけど、私はびっくりしましたね、この記事を読んで。こういう点では、やはり私は浜中町の場合でも、色んな学校があります。そこの地域の人、そこを利用していると。そういう点では、私は1日でも早く、この耐震化をして必要なものであれば、その安心安全の建物にしてくというの、当たり前なことじゃないかというふうに思うと同時に、閉校する場合は、やはり地域の人たちの意向を聞いて、合意に基づいて行うというのが大前提だと思うのですが、その点ではどういうふうにお考えですか。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 学校の存続に関する質問にお答えいたします。学校の統廃合につきましては、従前から教育委員会の考え方として、地域との合意があった中で、統廃合を進めるという考えを持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） そうしますと、地域との合意というのは、どの範囲までの合意だというふうにお考えですか。学校を建てる時には、地域の人たちは自分たちで寄附を募って椅子を買ったり、備品を買ったりして、子供の為に地域あげて作ってきたんです。

そして、運動会や学芸会とは今言わないですけれども、発表会なんかがあります。そういうところでは、地域の人が挙って参加をして、まさに、そこの地域の文化的な拠点だと思うのです。これが段々無くなっていく。こういう状態が起きていると。

これは、浜中だけの減少では無い、全体的にそういう現象が起きて、本当に私の生ま

れた所も、村でやっていた歌舞伎が無くなる能が無くなる、色々な事が文化的なものが無くなっていく、東北でも民謡が廃れていくとこういう事なんですね。ずっと積上げられた、その地域の生活の中で出来上がった文化が、しっかりと根付いていたその学校が、その地域から無くなることになるんですね。浜中でも人口の減少というのは、歯止めが掛からないというところがありますよね。この間の資料を見ますと6,000人から、もっと減るんだということで、非常に残念に思うのです。

しかし、減らない方法をやっぱり考える為には、出来るだけ学校を残すと、出来るだけ、その地域の中で育った子を、しっかりと教育していくというのが、私は大切な内容ではないかなと思うのです。その立場からすれば、この学校の耐震化というのは、私は、今みたいな悠長な話では無くて、しっかりと安全な学校を保障しますよと、どうぞゆっくりと教育を受けてくださいというのが、やっぱり行政の在り方じゃないですかね。

今、姉別南が耐震するのに415万6,000円だと。これは後で一定に措置されると、そうしますと、もっと下がる訳ですよ。だから、お金が掛かるから出来ないという理由は、私は言うべきではないというふうに思います。

勿論、十分論議して、これだったら無理かなというのはあるかも知れないんですよ。だけど、本当に地域の人々の合意というのは、今、子供が行っているPTAの会員だけでは駄目なんですよ。私達の子供も大きくなりましたから、学校には行ってないですけども、しかし関心はある訳ですよ。学校を運用していく上では、やっぱり苦労して今までやって来ているそういう人たち、お婆さんやお爺さんの話もきちんと聞く、こういう体制が必要だと思うのですが、これからの面でも、是非そういう態度をとっていただきたいと思うのですが、町長の考えとしてどうですか。新しい町長として今、長谷川町長の後を継いで、やられる訳ですけども、私はそういう点でも、町長の考え方をひとつ、しっかりと聞いておきたいというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 教育委員会の最高責任者は教育長ですから、教育長に答弁願います。

教育長(内村定之君) この耐震診断で数百万円掛けて、その結果が来年、年明けの2月10日に診断が下されます。今、姉別に限定して特化してのお話ですけども、姉別の校舎そのものは、昭和52年に建設された校舎ですので、この56年の基準値から行くと、何らかのIS値が増えるかと思えます。

その結果によって、当然、あの校舎については、相当額の補強を必要とする費用が計算上出るだろうと。体育館につきましては、小学校の場合は、体育館という呼称では無く、屋内運動場というふうに呼びますけれども、一般的に体育館という事で、体育館については、昭和40年に建設されたもので、完全に40数年前の建物ですから、補強という次元の問題では無く、壊して改築という、おそらくそういった診断が示されるだろうと。今町内では、琵琶瀬、姉別、西円の学校が、それぞれPTAと地域とで、しっかり合意形成がなされて、何年後に将来統合しないだろうという学校と統合すると。それぞれ琵琶瀬については霧多布小学校、西円については茶内小学校、姉別については、浜中小学校と、そういう統合がすでに決定をしております。

この姉別南小中学校につきましては、小学校の児童生徒が22名現在おります。今後、1年後、2年後、3年後ずっと推移を見ると、20人を切る事は、当分無いだろうという、そういうデータを押さえています。ただ中学校については、今現在3名で、一部複式という事で、要するに教育委員会として、その学校の適正な配置、その中で、小学校については16名を下回れば教頭の配置が出来ない、養護の先生の配置もあたりして、その部分については、統合に向けて色々働きかけをして行こうと、中学校については、複式を組むような状態になれば、それは統合に向けての働きかけをしていこうと思っております。

但し、これは地域との、あくまでも合意の下でという事が前提にありますので、教育委員会としては、この来年2月10日の診断結果が出る段階で、積極的に地域とこの関係について情報提供して、その前段で委員会としても、学校については今後、これだけ補強する為には、あるいは改築するためには費用が掛かると、そういった事も委員会として方向性を出しながら、そして地域の方にも、しっかりその情報を流していくと。この姉別南の耐震診断については、そういった方向で事務局を預かる私としては、そういう形で委員会の方にまずかけて、そして地域の方という、そういう段階、手順を踏みながら考えて行きたいと、そういうふう考えております。以上です。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) そうしますと、非常に危険な校舎、現在改築するにも、相当なお金が掛かるだろうという学校も存在すると。

それは、例えば、現在のまま2年なり3年なり手を付けずに置くという事自体が、非常に危険性を申すという事になるかと思うのですが、その辺りは、どういうふうにお

考えですか。確かに子供たちは、その危険な校舎で授業を受けているという事になる訳ですよ。

それは、一定の方向を生み出す為には、何年か掛かるんだというお考えですか。その所をはっきりお聞かせください。例えば、教室の場合は、他の所を使うというのは出来ないかも知れません。だけど屋体というのは、例えば、近隣にある所を使うとか、色々な方法はあるかと思うのですが、そういう場合は、どういうふうにお考えしておりますか。2年3年と待てるというふうにお考えでしょうか。そのところです。

議長（波岡玄智君） 管理課長。

管理課長（工藤吉治君） 先ほども申し上げたとおり、学校につきましては、子供たちが安心して学ぶ場であることから、もしIS値が0.3未満極めて危険のような数値が出た場合につきましては、先ほど教育長が申し上げたとおり、それは地域に出向きまして診断結果の答えを持ちながら、早期にどのような方向でいくかという事を、決断を出して行きたいと考えております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 絡むんですよ、統廃合って。だから、今さっき読んだ新聞記事みたいに、中々やっぱり結論出しづらいと。そして十分な論議もないままに、子供も知らないうちに統廃合になったと言う事だけは、私は避けるべきだと思うし、でも自然災害ですから、何時どういう事態になるかという事は、想定外なんて言っておれないでしょう。それなりの措置をしなければならぬとなれば、やはりきちんとした対応を即座にとる必要があるのではないかと、緊急性がある訳ですよ。1年後に大地震来ますよという事でもないだろうし、明日来るかも分からないだろうし、そうであれば、やはり延び延びになるということは許されないことではないかと。

それは、最優先課題として、やはり取り組むべき、それが行政の仕事ではないかというふうに私は思うのですが、命の問題だし、その地域の子供たちの問題、親の問題でもある訳ですよ。そういう点から見た場合に、私は出来るだけ早く耐震化をして、必要な方向を明確にして、取り組みを具体化していくということが求められると思うのですが、最後に、その点をお聞きしておきたいと思えます。

議長（波岡玄智君） 教育長。

教育長（内村定之君） 前例を申し上げて恐縮ですけれども、例えば、姉別それから西円、琵琶瀬はそれぞれ統合に至るまで、ある程度の期間を充分聞いて、あるいは地域

とコンセンサスをしっかり議論されて、そして、その結果を持って、何時いつをもって閉校するという、そういった様な形を持って手順を踏んで来ております。それを前提としての、お話ではありませんけれども、姉別南小中学校、今この耐震診断がออกมาして、その結果を積極的に、地域の方に投げかけをさせていただくつもりでいます。

当然、仮に状況として、何年後かに、そういった事もあり得ると、そういった場合には、その他は当然、生徒の安全確保のためには補強をしたものは、必要だというふうに感じております。そういった補強工事そのものは、その学校が存在する間は、当然それに合う補強工事なり、そういったものが絶対必要でありますので、そういった部分については、我々事務方としては、その点については、十分認識をしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番(竹内健児君) いずれにしても補強の場合は、何とかなると思うのですが、改築となると相当やはり費用が掛かると、そうした場合には、なかなか困難な問題を抱えるということは、今の答弁で一応理解しましたけれども、私は、いずれにしても、この問題は放置できない問題だというふうに考えますので、それなりの対応、それから国からも色んな手当てがされてくるという事もありますから、是非、そういう事も含めながら、地域の合意というものを、しっかりと形成をして、教育の場として教育委員会が、十分論議の中心になりながら、地域の意見を聞いて、練り上げていただきたいという事を最後に申し上げて質問を終わります。

議長（波岡玄智君） 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時 5分)

(再開 午後 3時37分)

議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次の通告者。

1 番田甫議員。

1番(田甫哲朗君) これから通告順に従いまして、質問させていただきます。

公の施設使用料徴収のお考えをお聞きしたいと思います。公の集会施設、総合文化センター及び体育施設等の使用料を現在、免除されている団体が多数あります。財政再建プランの協議の中で、公の集会施設に関しましては、光熱水費一部を各町内会自治会で負担することになりました。

地区によって事情は異なると思いますが、年間を通して一度も施設を利用しない方々にも、負担をお願いしている形となっております。財政負担の軽減を目的とすれば、受益者分担の考えからも、その活動に支障を来さない程度の使用料を課し、広く浅く集めるべきと考えます。条例によりますと、減免対象と人括りになっておりますが、これを免除対象、減額対象に分けるべきと考えますが、この点の、まず総合的なお考えをお伺い致します。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) ただいまの、公の施設使用料徴収の考えについてにお答えいたします。

公の集会施設につきましては、その設置目的を住民の社会福祉保健衛生の増進と、文化経済、生活の向上を図る為という事で、現在、多くの行事等に活用されているところでございます。その設置目的を達成する為に、地域での保健衛生の向上でありますとか、青少年婦人生活の向上生活、それから生産の向上、文化経済の向上、農村生活の向上、漁業者の健康増進、地域住民のコミュニケーション的活動の場等、それぞれ普及の場と申しますか、活動の場に寄与するということで使われております関係から言いますと、現在、要綱で規定しております団体等の一部から、議員おっしゃられます使用料の一部免除ですとか、減額対象に振り分けてはというご意見につきましては、現時点で、それらの方々から使用料をいただくという事は、考えておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) ご質問の使用料を免除されている団体があるというようなお尋ねでございますけれども、所管する総合文化センター及び体育施設は、いずれも、設置条例に基づき使用者は、使用料を納付しなければなりませんという規定で運営をしています。

しかし、条例設置の目的であります、浜中町民がコミュニティー活動及び生活文化の向上等の学習活動、そして体育、スポーツ等々で教育委員会が認めたものについては、減免をすることが出来るという事で、そういう規定の中で、減免の措置をしていくのが実情でございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) まず文化センターに関して、お聞きいたします。現在、文化セ

ンターを、文化団体サークル等で毎週、何処かの団体が多分使用されると思いますけれども、その団体数及び年間使用数というのは、ここでお解りでしょうか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) それでは文化センターの関係という事で、お話をさせていただきます。

文化センターの関係の、主にご利用をいただくのは、浜中町民というのが主体でございますけれども、殆どの使用される団体といえますと、文化協会こういう団体に加入している団体が、主におられるわけでございますけれども、現在、文化協会38団体405人の構成で運営をされているところでございます。そういう中で、利用をされておられる訳でございますけれども、お尋ねの使用の状況でございます。

総合文化センターの、これは決算で出ているものですから、22年度で申し上げたいと思います。総合文化センターは、1年間で300日の開館日数でございます。その中で、利用件数が821件、人数にしますと2万1,524人、そのうちお尋ねの使用料の関係でございますが、町民また文化協会こういう方たちを除きまして、31件の使用料をいただいているという事で48万3,680円、これら22年度の文化センターの利用の状況でございます。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) ただいま、その使用料を徴収されている団体だと思うのですが、免除されている団体及びその回数というのは、いかほどでしょうか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 先ほど、利用者総数が821件ですから、その中に31件の使用料をいただいたということで、総数は821件、そのうちから31件が使用料をいただいた個人・団体という事になります。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 821件の使用ですね。それから先程、これは件数であって、一団体というか、この団体数では出ておりませんという事は、この821から単純に、今おっしゃった31を引くと、残りが全て免除対象となっているというふうに考えてよろしいのですか。

議長(波岡玄智君) 生涯学習課長。

生涯学習課長(大澤文明君) 私、お答えしたとおり、件では821件、そして31

の個人・団体の使用料をいただいたという事で、これは件数ですね。

それから、もう1つ私申し上げましたのは、利用者数は2万1,524人でございます。この中で31の個人・団体の使用料をいただくものが、こういう内訳になっているというお話をさせていただきました。使用料を頂いた部分の人数は、件数カウントだけでございます。以上です。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 文化センターに関連しまして、公の施設集会所という位置づけであります。茶内コミュニティーセンター、浜中農村改善センター、散布漁村センター、姉別農村改善センターがございます。

文化センターの条例を見ますと、あくまでも文化センターの地区館という、位置付けにもなっていると思います。そこでお聞きしますけれども、公の集会施設に関しまして、その各自治会、町内会も減免対象の団体等に、条例では未だに含まれております。

それを踏まえて、財政再建プランの中で、これらに関しては自治会、町内会で応分の負担をしていただきたいということで、現在に至っているものと把握しておりますけれども、前段申し上げましたとおり、一度も年間通して、この施設に足を踏み入れた事がない、葬儀にでも行ったことがないという、住民の方も多々おられると思います。

そういう方からも、結局この負担をお願いしているという形というが、現状でございます。なぜ僕が、こういう質問をするかと言いますと、あくまで財政負担の軽減という事を考えるのであれば、サークル活動なりスポーツ活動なりに、積極的に参加している方々、実際に、その施設を週に数度使用している方々、団体等から使用料という形で、その金額は別としまして、その活動に支障のない範囲での使用料というものを、徴収すべきであると、そう考えるものであります。

これに対しまして、私、茶内なものですから、大変申し訳ありません、茶内コミセンに関して調べた回数を言いますと、コミセンでの昨年度22年度の使用回数、茶内自治会としての回数は47回の使用であります。全体は500何回かと思えます。ただ、そのうち、この文化団体、サークル団体が12団体ありまして、12団体が使用している回数が288回、これは夜の使用になっているのが現状でございます。

したがって、光熱費は掛かってくるというふうに判断を致します。そうやって考えますと、このサークルの代表の方に聞きますと、その自治会が負担しているという事も知らない方も多々おります。実際に、こういう話をしますと、払えない金額で無いの

であれば、そういう事も考えた方が、良いのではないかという話もございます。

ただ、そこで、その方たちが申すのは、文化センターはどうなるんですか、という話
が、ここに出てくるんです。確かにそうです。茶内コミセンで文化活動をやっている、
その使用料を払いましょうと。では文化センターで活用している団体サークルは、どう
なんですかと言った時に、その不公平が、どうしても生まれて来ます。そこで何故、先
ほど申しました、その社会貢献なり文化の向上なりという大きな目的は、勿論理解して
いるつもりでございます。それでも尚かつ、その使用料を免除しなければ、そういう団
体というのは、やっていけないのかということですね。そうでは決してないと思います。

だから、金額にもよりましょうけれども、決してそうでは僕は無いと考える訳であり
ますから、ここで体育施設も加えて使用料というものの在り方を、今一度、考えるべき
ではないのかなという事で、質問をしている訳でございます。

これに関しまして、実は、町長が副町長時代に対応された経緯もございますので、町
長にご答弁をいただきたいのですけれども、今後、こういう方向性の考え方というのは、
考えられないものなのではないでしょうか。お願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) お答えします。この事に関しまして、この質問が出た時に、当然、
私のところに来るといふふうに思っておりました。

これは、副町長時代、昨年11月に茶内自治会の皆さんと懇談会をさせてもらいまし
た。これは、負担金の関係での、お話の場だったのですけれども、最初にお話しますけ
れども、その時の協議の中で、決して全てのサークルということじゃなくて、そういう
協議はどうでしょうというお話があって、私の方からは検討させてくださいと。協議を
させてくださいという事を、その場でお答えをいたしました。この事は、間違いなく私
の方から言ったのですけれども、その後、今年に入って、この質問が出るまで含めて、
この期間色々な事情があって、今日まで来ています。

ですから今回、公の施設の担当者にも、それから文化センターの担当者の方にも、こ
の事について、協議の場を持つという話が出来なかったのは事実です。大変申し訳な
く思っています。そんな意味で、今回この質問が出て、ちょっと時間過ぎて大変申し訳
ないですけれども、この利用者含めて、これからの事も取る、取らないは別として、そ
の協議の場を設けて、そしてお話をしてみたいなという事で提案はしました。

ですから、時間的には相当遅れて、利用者含めてこの協議というか、お話しの間を持

っていきたいと私は思っております。そういう事で、今両方の公の施設の答弁、そしてまた、文化センターの答弁も含めて条例に決めている。そしてまた、教育委員会が決めたら免除するという、この方向は、何も間違っていないのですけれども、これから、少し時間をもらって、そして協議をさせてもらいたいという事を含めてお願いします。

また、その事については、まずこれでお答えを致します。今、約束はしましたけれども、その時に協議をしたいというお話は、させてもらいましたけれども出来なかった。そして出来るのであれば、時間をいただいて、これからそういう場を持っていきたい、お話をしたいという事で終わりたいと思います。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 今、町長からの答弁をいただきまして、今後、実際に実施をしている団体等交えて、協議を始めて行くというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

そこで、各議員から色んなご質問があった中で、今後、対応する前向きに検討する云々という答弁を、先ほど来、何回も聞いております。ここで重要なのは、要は全ての政策に対して、優先順位は勿論ありますけれども、ある程度スピード感を持った対応というのは、これはどうしても欠かせないものと思います。1年後2年後という話ではなく、出来れば、僕が考えるには、そう難しい質問をしているつもりはございませんので、これに関しまして、明確には無理でしょうけれども、その協議を、まず来年早々にでも、立ち上げようとか、そういう見解を、もう少し突っ込んだ答弁があると大変有難いですが、よろしく願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 仮に、この事について使用料というお話になると、当然、予算上に影響してくる訳でありますから、まず今年度の今、予算12月に入りまして、24年度の新年度の予算要求が各課から上がってきていますから、その辺については、まず間に合わない。

それで、4月以降新年度に掛けて、その協議を進めてお話をさせてもらって、出来るのであれば、年度の途中でも結論を出した方向で、25年度になろうかと思っておりますけれども、時期的には新年度から、協議が始まるというふうに思っていたいただければと思っています。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 大変難しい質問をしてしまったのかなと思いながら、最後に1

点だけ、町長の意思を確認して終わりたいと思いますけども、僕が言っております、要するに、使用料という問題これに対しての、この使用料を課す、このお考えというか、色々な振興の為には無料にするのも、確かに1つの方法でしょう。

でも、ある程度の使用料を徴収したからと言って、決してそう活動に障害がある訳ではないだろうし、仮にそれが出た場合には、別な形での要するに助成というか、そういう検討もされるべきかと思います。これに関して、振興を図るが故に、無料でなければならぬというのは、僕はあくまでも違う考えなのかなと思いますので、そこら辺、再度お答えいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 本当に大変難しい中身だと思っています。この中身になってくると細かいところに入ってくると。

ただ、この何が何でも取るという事ではないんですよ。公の施設にしても、教育委員会の文化センターの施設にしても、しっかり町で建てたものは、しっかり町民に利用してもらいたいというのが、第1点目として思っているんですよ。しっかり利用してもらうには、一番良いのは、子供にとっても他の方にとっても、無料で使ってもらうのが、今は一番有効だというふうに思っています。

たまたま、この議論になる時に、原点また財政再建プランの方に戻っていくのですが、けれども、その自治会で使っているんだから、町内会の会館だからという発想から、少しでも、財政再建プランで色々な形で、予算を削って行くという話、また、そういう話の時に話題が出てきて、自治会からも、そんな話が出てきて結果的に20%、そしてまた50%まで上がってしまったのですけれども、そういう形になりました。

今回、今議員が言われている、その時に手数料を支払って貰って困っていたら、また補助金をやる、このスタイルが一番やりたくないスタイルだと私も思っています。町内会に対しても、その傾向が今あって出来たら、その事も含めて1年間検討させてもらいたいと、今この事はまだお話しはしていませんけれども、色々な形で自治会にも、お金が入っていますけれども、それを整理するのも、一つの方法かなと思っています。

それが今回、負担金を貰った関係から、段々話題が大きくなってきて、課題も出てきたと。そしてまた、難しい扱いになってきた様な、私個人的にはそう思っています。ですから、本当は基本的には、町で建てたものは町民にしっかり使ってもらって、良かったという事を言ってもらいたいんです。

ただ、財政再建プランを作った時には、どうしても気持ちとして、町民も負担するよというお話でありますから、財政再建プランで自治会から負担金を貰ったその関係で、良かったことはあるんです。まず、会館から古い冷蔵庫は無くなりました。冷蔵庫が集まっていたんですね。各家庭から。それが電気代掛かりますから、それが無くなりました。そして、こまめに電気を消してくれるようになりました。水も節約してくれるようになりました。そんな関係からすると、今回の20%~50%の負担という事は、金額的には、全体で250万円程度を頂いているのですけれども、私は大いに成果があったと思っています。

そんな意味で、今、見直しというふうには、ちょっと言えませんが、今の会館を、しっかり利用してもらおうという事を第一原則にして、そして、お金を貰ったから補助金をやると、そんな事は考えないで、もう少し町民の方が気分良く使ってくれるような施設を目指して行きたい。その中にあったら良いんじゃないかなというふうに思っているところであります。田甫さんの求めている回答にはなっていないと思いますけれども、考え方としては、町が建てたものは、町民、地域の人達に、しっかり使ってもらおう。それがまず基本において、そして課題に、解決に向けて協議していくと。そして気分良く皆に使ってもらおう。以上です。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 大前提に、まず造ったものは、最大限に利用してもらいたい。勿論その通りでございます。

その為には、何が良いのかという話になるのかと思いますけれども、ただ、この使用料云々と今現在自治会、町内会で負担しているものとは、別であるという捉え方によるのでしょうか。特に言いますのは、あくまで条例によりますと、町内会、自治会も、この減免対象の団体になっております。条例を見直さない限り、これは削除されるものでもございません。そこら辺整合性は、いまいち疑問が残るところでございます。

再度、最後に申します。答弁は入りません。最大限有効利用してもらおう施設であるが故に、無料でなければならぬという事は決してございません。1団体に対する使用料、1人に換算すれば1回に使用料は微々たるものですが、多分やっていけるのかなという気もしますし、最終的には、受益者分担という事をどの程度まで、下水道に関しては半強制的に当然のことながら、そういう点では、まかり通っています反面、こちらに関しては、その部分という話になるのも、ちょっとおかしな話でありまして、あく

までも、やはり受益者分担という観点で広く薄くというのがあって、よろしいのかと思いますので、1年を通してという考えがございましたので、1年後、何かの形が見えてくることを期待しております。終わります。

議長(波岡玄智君) 議会は、質疑、応答の場ですから、要望事項のみを申し上げて質問を終わるという事は、なるべく避けていただきたいと思います。

したがいまして、今の田甫議員の質問に対して、最終的な答弁をひとつお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) お答えします。しっかり検討していくと御意見を承りましたけれども、しっかり関係する人たちと、また教育委員会、それから公の集会施設の担当者、自治会の人たちも含めて協議を進めていきたいと思います。検討させてください。決して何年も伸ばす気はありませんし、もう少し整理させてもらいたいと思います。

ただ条文の関係については、そういうふうになった時には変えなきゃいけないと。財政再建プランが根っこにあって、こういう結果にずっとなっていますから、そんな事を含めて検討させてもらいたいと思います。以上です。

議長(波岡玄智君) 11番鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 一般質問をさせていただきます。通告しておりました町長の町政執行の所信について、若干、具体的にご質問を申し上げたいと思いますので、御答弁をよろしくお願いします。

まず、前長谷川町長の病気療養による辞任に伴い、町長は町内各方面からの出馬要請に答える形で、町長選に立候補する決意をされ、見事当選を果たされました。大変厳しい時代にも関わらず、その英断に心から敬意を表する所でございますし、改めてお祝いを申し上げる次第でございます。

私は、これまで各方面の、何人かの人達から今度の町長は如何ですか。どんな考えを持っているのですか。というような問がありました。産業畑に精通した松本町長への期待感の表れと受け止めております。これまでの豊富な行政経験を活かされ、松本カラーを前面に打ち出して、積極的な行政運営の期待を申し上げるところであります。

しかし、町長選出馬決断、副町長職の辞任、後援会設立後間もなくの選挙戦と、慌ただしく経過した事もあり、ゆっくりと公約を練る暇もなかったと思います。通常ですと、後援会活動の中で選挙公報とも言われるリーフレット等が配布され、選挙民の投票への

判断材料とされるのだらうと思います。唯一、選挙前に町民が町長選挙の公約を聞いたのが、告示当日の街頭演説であります。この1回であります。

勿論、就任後の初議会での、町政執行に当たっての所信表明や町広報等で周知の努力をされているところではありますが、まだまだ町民に新しい松本町長の考え方が浸透しているというふうには思いません。もう少し、しばらく時間が要するのかなというふうに私なりに感じているところでございます。

そこで、町民の代表である議会の場で議論を通じて、町長のまちづくりに対する考え方を、これからの質疑の中で思い切って出していただきたいと思います。今日の一般質問の、これまでの質疑の中でも出ておりますけれども、これから随時、松本カラーを出して頂く様、ご期待を申し上げます。町長が就任後の臨時議会において、町政執行についての所信を表明され、その中で地域を支える地場産業の振興と災害に強いまちづくりを基本に、長谷川前町長の行政施策を引き継ぎ、町民との協働による、開かれたまちづくりを進めるとしております。町長がまちづくりの第1のテーマに、地場産業の振興策を掲げた事は、まさに町民の52%余りが従事する、第一次産業の安定的な発展が重要課題との認識の表れと評価し、私もその考え方に共鳴する1人です。

御案内のように、浜中町の一次産業の取り巻く環境は、今さら私がここで申し上げることもなく、大変担い手不足等により厳しい状況にある訳です。そこで、それぞれの農業、それから水産業についての振興策について、お伺いをしていきたいと思っております。

まずは、農業の振興策についてお伺いをいたします。私は、これまで長谷川町長の基でも、このテーマで何度か質問をさせていただきました。改めて松本町長としての考えを伺っておきたいと思っております。本町の酪農を取り巻く環境は、町長が述べているとおり穀物飼料を初めとする、生産資材の高値が続く等、深刻な状況を脱し切れておりません。加えて、突如として出てきた、TPP交渉参加問題であります。農業の担い手問題が深刻化する中で、この問題は、更に担い手不足に拍車をかけるのではないかと危惧いたしております。政府は、食と農林水産業の再生推進本部において、10月25日我が国の食と農林漁業の再生の為の基本方針と行動計画を発表されました。

しかしながら、その中身を見てみますと、勿論これから具体的なリンク付けがされるのだと思っておりますけれども、我々には、その中身は明らかにされていないのが実態であります。町長がまず所信で研修牧場への新規就農者育成を軸に、担い手対策に取り組むと

しておりますけれども、これまで新規就農者に対する支援施策については、町長は他に類をみない対策をとってきておると思います。

私は、現状の営農を継続していく中で、特に営農に直接的な支援というのは、これまでの中で十分とは言いませんが、満たされておりますけれども、しかしながら、以前に申し上げました、年々農家戸数が減少して、地域社会の維持までが困難になってきております。先ほどの質疑の中にもありましたけれども、よって学校が閉校されるという事も一つの要因であります。学校が先か戸数を維持するのが先かは、それぞれの議論の分かれるところだと思っておりますけれども、私は、何といたしても、こうした農業の担い手を確保し、農家戸数の減少に歯止めをかける、これが一番の施策の第一歩でなかったら駄目なのかなと思います。これまでも、何回か同様の質問をしてきましたけれども、今言いましたように、新たな新規就農者に対する支援策を考えようとしているのかについて、まず伺っておきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) ただ今の御質問にお答えをして参りたいと思っております。

ご案内のとおり新規就農者が、就農する際に一般的には、農地保有合理化事業の農業開発公社の農業リース事業で、新規就農するのが、浜中での手段でございました。

この中で、生産手段となるべく農業機械のリース事業が、昨年農業リース事業から除外され、他の事業に組替えられた事から、一部浜中町の就農者誘致条例と合わない部分が生じたので、昨年、一部改正をさせていただき、この見直しされた農場機械リース事業に代わる、農畜産業機械等リース支援事業、これが新たに公社から事業主体が浜中農協さんに移されまして、この事業が新たな支援策としてスタートすることになりました。

これについても、リース期間のうち5年間2分の1のリース料を補助して、従来の農場リース事業と何ら変わらぬ支援をして行きたいと、そう考えているところであります。

次に同じく、従来新規就農者は、農業開発公社の農場リース事業で、新規就農することが大半でございましたが、今年新しいケースとして、後継者の居ない既存農家で、一定期間の研修を受けて、後に事業継承という形で、就農される新規就農者が一組、今年11月に新規就農されております。従来は、離農された農家の農地あるいは牛舎施設関係、機械関係を公社に買い取っていただき、最初5年間のリースで5年後買い取るとい

うような形で、新規就農されておりましたけれども、この度のケースにつきましては、農地のみ農地保有合理化事業で公社に買い取っていただき、この際、地域の農家の方々との協議を得まして、一部利用集積も行いながら、新規就農への支援をして参る、これによって、従前の農場リースと同様、公社から5年間はリースで、後に買い取るという従前の支援方法と変わらない支援策が、出来るのかなという事で検討しているところがあります。

同じくリース期間の5年間、2分の1のリース料の補助をして行こうという考え方でございます。新たな大きな支援策は、今のところ検討されておられませんけれども、従前同様の支援をして参る、あるいは新しく出た今回のケースが、更に続かないとも限りませんので、そういった場合には、また検討して参りたいとは思いますが、以上2点について検討しているところであります。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 今、課長から答弁あったとおり、新規就農者に対する支援施策というのは国・道も含めて大変手厚いものがされてきますし、今回の先ほど申し上げました高度計画の中にも、新規就農者に対する支援施策というのは、これからも新たなものが展開されるのだろうというふうに、今期待をしております。

それによって、少しでも多くの新しい就農者が生まれることは、大変結構なことだというふうに思うのですが、一方、既存の農家に対する、農家の後継者に対する支援策というのは、殆ど見えないのが実態でありますし、今農業者の中では、新規には手厚い援助、支援があるのだけれども、なかなか既存の農家の後継者に対する支援策というのは、乏しいと言うような声が随分高まってきております。私もそのように思いますし、何とかそういう施策が出来ることによって、本来、後継者となるべき人が居るにも関わらず、農家の跡を継がないで、他の職についているというのが見られる訳ですね。

それというのは、現状、大変厳しい環境にあるというのが、もっともでありますし、段々人口が減ることによって、地域のいわゆる学校も遠くなる、あるいは保育所の通所にも不便が生じる、あるいは医療関係もなかなか近くで、直ぐに見てもらえないとか、そういった不安も、さまざまな要因があるのだろうと思いますけれども、やはり親のやってきた仕事を、何とかして継ぎたいというふうに思わせるような、施策というものは私はあって然るべきだと思っているんですよね。後継者となるべき対象者が居ながら、残念ながら後を継いでもらえない事によって、廃業なり離農せざるを得ないというのは

現実にある訳ですから、これは以前にも私は、何とかそういった政策を考えるべきでないのかなと、いうふうに質問したと思っております。それについては、当時の答弁ですと、担い手育成協議会等で、検討したいというような答弁があったふうに思いますので、もし検討されておりましたら、そのことについて、ご説明をいただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) ただ今の御質問にお答えをして参りたいと思います。議員ご質問いただきましたように、確かに新規就農者に対する支援対策は、恐らく今後も何らかの形で、当然、既存のものは継続されると思いますし、また、新たなものが出てくる可能性も十分でございます。

今、重要な部分と言いますか、問題になっている部分が、やはり既存の後継者に対する支援、これは以前、議員から御質問をいただいて、先ほど議員おっしゃっていたように、私の方からも答弁をさせていただいております。それで、これまで3回程、担い手対策支援協議会、あるいは農業政策推進会議の監事、事務レベルで協議会を開催して参りました。これまでの協議会等々の議論の中で、やはり既存農家の後継者対策の支援、具体的な方法・案については、残念ながら妙案がまだ定まっていないところであります。

この委員会協議会の中でも、新規就農者と既存農家では、基本的に生産基盤が有る無で大きな違いがあるんだと。そういった事から、新規就農者に対する支援策が講じられてきている訳ですけれども、この協議会の中で、もう少し既存の農家の後継者対策に、本当に実態がどうなんだと。もう少し、それぞれ関係機関で積極的に議論する必要性を私どもも感じております。

その中で、先般道内の酪農業に対する他町村の支援の状況、あるいは実際に、この3月末の数字でございますけれども、現在、浜中の搾乳戸数は187戸、このうち50歳以上の経営者で、後継者が居ないと答えられた農家が31戸ございます。この31戸の内訳と致しましては、議員もおっしゃっていたように、後継者が居るもしくは居たにも関わらず、俺は跡を継がないんだと言う方が6件、たまたま娘さんしか居ないからというような言い方ですが、こういう方が9件、それと居ないと答えた方が13件、これは子供が居ない方と、あるいは既に子供たちは、もう成人して地方で就業されている、そういったことで継ぐ人は居ないんだという農家さんが13件。まだどうなるかなという感じで、不明と答えられた方が3件。合わせて31件の農家の方々が、それぞれ高齢者対策で、不安なり心配をされているところであります。

この中で、私も後継者が居たのに何らかの形で継承しないで、地方へ出て行ってしまった、本当に勿体ない話だというふうに思っています。最低でも、ここの部分については、何かしの形で残れるような継承できるような、そういった取り組みが出来ないものかと、ここに協議会の中でも十分時間を割いている訳ですけれども、先程、申し上げたように、残念ながら妙案については、まだ出て来ていないというのが現状でございます。

また以前、既に地方で就業されて居る方、もうそろそろ北海道に帰って酪農を継ぐわと、そのような俗にいうUターンと呼ばれる部分、この辺の取組みについても、1つの案として取り上げられておりますけれども、これに至っても、残念ながらUターンに対する妙案が浮かんでいないのが協議会の、今までの協議の中でございます。

ただ、たまたま今年度10月に浜中町出身の若い夫婦の方が、10月から酪農業就農を目指して、研修牧場に入所しております。特に、担い手対策協議会が、色々運動した訳ではないのですが、いわゆるこういう形で地元に戻って酪農をやりたいと、非常にまだ若い方で、3年くらい研修を積まれて就農出来れば良いなというふうに、喜んでいるところでもあります。やはりこう言った方々を、どうやって探すか、あるいはどうやって情報を提供するか、そういった手立てが、今のところまだ協議会の中でも決まっていないというのが実態であります。

いずれに致しましても、31戸近くの農家の方々が、いわゆる後継者が居ないという事で、大変不安な状況と言いますか、そう言った状況になっておりますので、またこの協議会、更には関係機関の団体とも、もう少し突っ込んだ議論をさせていただき、更に検討して参りたい。現在、そのように考えているところであります。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) なかなか妙案が浮かばないというのは、確かに現実問題として、難しいだろうという事は私も予測できます。

ただ、机上である程度年齢のいった、我々より上の年代が頭をひねっても、なかなか良い案は出てこないと思うのですよ。だから、もう少し考え方を変えて、例えば、今一生懸命後継者としてやっている青年たちは、本当に一生懸命頑張っているんです。ですから、そういう若い人達の考え方を聞くという場も、実際に必要ではないのかなと思うのですよ。

例えば、青年部の会議だとか、それぞれ個々を回って、もしあなたが就農する時、跡を継ぐ時に、どんな支援をしてもらったら助かるのか、どんな支援をしてくれたら、積

極的に跡を継ごうというふうに思うかとか、そういったアンケートでもいいし、直接農林課の職員が出向いて聞くというような、そんな角度を変えた、いわゆる対策といえますか、そういったことも必要ではないのかなと思うんですね。今、本当に後継者として、それぞれやっている若い青年の子たちは、こんな厳しい時代にもかかわらず、意欲的に新しい技術等を取り入れて、一生懸命頑張っていますから、こういう人たちの声を聞くという事の方が、私はむしろ何か良いアイデアが出てくるのかなというふうに思いますので、そういった方面でも努力をしてみても如何かなというふうに思います。

何と言っても、後継者としての対象者が居るにもかかわらず、残念ながら他の職についてもらうという事だけは、少しでも減らしていくことの方が、むしろ新規就農者を入れる事よりも、支援策としてのお金は、数倍少なくて済む訳ですから、そういった事にもう少し力を入れるように、努力をしていただきたいと思いますが、町長と私の考え方はどうでしょう。農林課長も長い間、経験された町長ですから、その辺の事は、もう既に御承知かと思えますけれども、町長としての思いを教えてくださいたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 御質問にお答えしますが、その答えを合っているか、合っていないかというのは別としまして、この手の議論、御質問、前回も言っていました。その時のやり取りもしっかり見ていますし、最後に議員から町長は、リーダーシップがないという一言が入って終わっていました。そんな事で、またきつい議論になるんだなというふうに思っています。

その時は、議員からアイデアというのを3点ほど受け賜りました。良い意見であります。今回また新たに、私共の年代の声じゃなくて、専門家の声じゃなくて、実際に若い人たちの声を聞くという、この意見も良いのかなというふうに思っています。ちょっと角度を変えなかったら、余りにも今まで酪農という型に、はまってしまっているのかなという気もしているのも事実であります。そんな意味からすると、ちょっと違った角度で見るというのも、1つの方法だと思います。良い案だと思います。

そして、やっぱり制度事業で、ずっと農業もやってきましたけれども、これからの酪農を考えるとすれば、この新規就農者でも、新たに離農されたところのお子さんが、入ってくるというケースも出てきましたし、法人も出てきましたし、その新規就農、新たに農業をやるというスタイルは、多種多様で変わって入ってくるのではないかというこ

とになれば、受け入れる方も少し変わっていると言ったら、おかしいのですけれども、どんな形でも受け入れる、受皿がこちらも変わってないといけないのかなと、今思っているところです。そんな意味で、この考え方、ただ基本にあるのは浜中でやっている、草地酪農をしっかりと守るという事と、そして酪農という職業が、青年たちにとって、良い職業、期待されている職業だという事を、しっかりみんなが評価できる、そんな作業なんだよという事を、そして、この仕事は日本の国民の食糧を、命を守っているんだよ、という事をしっかりと言い繋げる事が必要だというふうに、自信を持ってもらうという事が必要だと思うのです。

そんな意味で、この新規就農者含めて、既存の農家の青年達に頑張ってもらって継承できるようなスタイルを作る、これはやっぱり永遠のテーマになるのかと。先に出来るものは、何としてでも手を出して、やってあげるといいう方向で行きたいというふうに思っています。余りひとつの決め事で、こうあったら良いという事では無く、少し色々な方向から出来る体制を作っていければというふうに思っております。なんとか私も努力して、原課もそういう形でありますし、そんな見方をして行きたいと思っております。

そしてまた、皆さんから酪農の専門家じゃない違う所からでも、新たな意見が出てくるのではないかと思っていますので、そんな意見を大事にして行きたいと思っております。以上です。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 是非、そういう方向で前向きに検討していただきたいと思っておりますし、何が原因で跡を継いでもらえないのかなという、そういったものの原因の究明と言いますか、問題点も洗い出すことも必要では無いのかなというふうに思います。

農家戸数の減少に伴って、それぞれの農家の個々の規模が大きくなってきて、結果的には、それが労働過重となって仕事負担の大きい、そういうものも1つの要因となっているのだろうと私は思うのですね。

ですから、そういった問題点を浮かび上がらせて、ピックアップして、その解決に向けて、支援策を講じるというのも一つの考え方としてあるんじゃないのかなと、こんなふうに思います。今まで減ってきた酪農家を、これ以上増やすという事は、なかなか厳しいのかも知れませんが、出来るだけ減らさないという方向を、皆で知恵を出し合って考えて行かなければならないのだろうと、私は思いますから、是非、積極的な取り組みを期待申し上げたいと思っております。

次に、異業種参入等の新たな支援対策というものも、執行の形の中で出されております。これまでの町の対応を見ても、色んな形で新たな産業が入ってきた時に、例えば、農業基本構想の見直しにしても、なんかの産業が入ってきたから、それに対応して基本構想を見直すというような形ですね。後付けでいっているのです。

ですから、そうではなくて、やっぱりこういう環境を整えたから、是非、浜中町に来て産業なり、色んな事業を展開してくださいというような受け皿を、先に作って、そしてPRしていく、営業していくと、そういう形にしていけないと、なかなか新しい産業というのは生まれて来ないのだろうと思います。これだけの、農業に限った訳ではないのですけれども、これだけの面積を有しながら、これを、いかにして有効に活用していくかと、そうする事によって、少しでもそこで経済が生まれれば、人口の減少にも歯止めが掛かっていくと。

今回の豚の産業についても、色んな賛否があります。ありますけれども、やっぱり新しい産業が入ってくることによって、経済活動が生まれて、雇用も生まれるということでございますから、農家戸数が減少、あるいは勿論、水産関係もそうですけれども、そういうものの減少に補完する意味での、新しい事業を呼び込むという、そういった施策というのは、これからどんどん求められて行くのではないかなと思っております。自治体も、みんなそんな事は同じく考えているんですね。ですけれども、他にないメニューを作って、受け皿を作って、要求をして行くというふうに、役場は副町長に任せて、町長があちこちに行って宣伝するというくらいの気迫で、取り組んで行けないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長(波岡玄智君) 農林課長。

農林課長(箱石憲博君) ただ今のご質問にお答えをして参りたいと思います。異業種からの参入の支援対策ということでございますけれども、異業種から酪農へ参入される企業、個人、これにつきましては、本町の農業生産の維持、農地の有効利用など、新規就農者誘致条例に基づいて、一定の支援ができるようになっております。

また当然、そういうことから農業振興に努めてきたところでありますが、明年には酪農以外への参入が予定されております。既に、ご案内の事と存じますが、養豚業トントス浜中がございます。本町の農業生産や雇用、また、地域経済効果が大きく見込まれることから、一定の支援が必要との判断をいたしております。

現在、そのひとつとして、いわゆる制度資金の資金調達にかかる利子補給をして参り

たいと。それと畜産業という形で、これは1つの企業でございますので、企業振興条例による固定資産税の減免条例では3年間となっておりますけれども、こういう形で支援をして参りたいと考えているところであります。

また、議員おっしゃっていたように、これからどんな業種の産業が、あるいは畜産業含めて浜中へ入って来る、浜中で起業をしたいという方が、これからもおそらく出ると予想されますので、今、御質問いただきました受け皿としての支援策、この辺を再度見直しをかけながら、今後、対応するに当たって準備をして参りたい。そのように思っているところであります。どうぞ御理解の程よろしくお願ひしたいと思います。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 町長就任早々ですから、なかなか具体的な案をと言っても、無理な話だというふうに思いますから、今後、積極的にそういった対応をしていただきたいなと思いますけれども、農業分野で24年度の予算が、これから組まれるんだと思いますけれども、何かこう目新しい、新たな今まで無いような予算計上というのが、あるのかどうか。考えているのかどうか。最後に伺っておきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 新年度予算では、新たな予算というのは、ありませんけれども、しっかり今日までやってきた予算を確保する事と、それと先ほど言った、新たに入ってくる畜産含めて支援していくという事で考えています。

確かに、今までこの浜中酪農を中心にやってきたのは、後付けでありました。そういう意味からすると、新たな受け皿をつくるということになってくると、これこそ情報線になってくるといふふうに思っています。そんな意味で、今後アンテナを上げて早目の行動、そして新しい事業に着手する事も含めて進める、新規どんな形になるのか分かりませんが、1万5,000haの草地がある訳ですから、基本的には酪農を邪魔しない範囲の中で、新たなものを出来ればというふうに思っています。

そしてまた、1万5,000haを、しっかり活用するということも含めて、やって行きたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 是非そういうことで、積極的な対応をしていただきたいなと思います。

次に、水産業について、私がこの水産業について質問をするというのは、ちょっとお

くがましいのですけれども、それぞれ専門の方が居ますから、若干、一次産業という事で触れてみたいと思うのですけれども、今回、出されました平成22年度版、浜中町の水産概況というのをずっと見て、なかなか私も水産業については素人でございますから、この中で何を汲み取るかというのは、非常に難しかったですけれども、いわゆる沿岸漁業の資源が段々減少している。特に昆布については、今年も大変不漁だったというふうに、話は聞いておりますけれども、そういった面では、段々大変になってくるのかなと、こんなふうに思っております。

これまで所管の常任委員会や、あるいは決算委員会等でも纒々触れられましたから、あまり深入りするつもりはございませんけれども、やはり二大産業の片方ですから、大変重要な、むしろ議員間でも色々な話をしているのですけれども、農業より厳しい環境にあるのかなというふうに私も捉えておりますから、これも積極的な行政対応が必要なのかなというふうに思っておりますけれども、これまでも、色々な議論の中で聞いておりますから、その域を超えないのかなと思いますけれども、沿岸資源のいわゆる確保対策、そういったものについて、あるいは増養殖事業の推進、これはそれぞれ、ウニ等もありますから、かなり具体的な中身までも聞いておりますけれども、改めてこの辺について、お伺いをしたいと思っておりますけれども、よろしく答弁をお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(佐藤佳信君) お答えいたします。沿岸資源の増大につきましては、議員が今おっしゃったとおり、特に本町の大層漁業であります、昆布漁業につきましては、従来より雑草駆除等やっております。近年につきましては、平成21年度から平成25年度にかけ5年間に亘って、漁業者を中心とする活動組織が事業主体となって、事業実施をしております。環境生態系保全活動支援事業のうち、藻場保全活動、岩盤清掃、いわゆる昆布雑海藻駆除事業、それと干潟保全活動、アサリ礁の客土、耕うん、それぞれの継続的な支援、それと増養殖の事業でございますけれども、稚ウニ生産にかかわっては、釧路管内水産種苗センター運営費を、一部負担している両漁協への支援の継続、マツカワ稚魚放流事業は水産総合研究センター厚岸栽培漁業センターから、稚魚の供給を受け放流をする、またニシンの稚魚放流事業につきましては、水産総合研究センター及び釧路水産試験場との共同研究事業として取り進めて参ります。

なお、本定例会の一般会計の補正予算に計上しておりますが、柳蛸産卵試験礁設置事業につきましては、北海道が事業主体となり、平成24年度から平成33年度まで10

カ年事業として、次期水産基盤整備事業で、柳蛸増殖に向け産卵礁を試験的に投入し、その状況を調査実施いたしたいと思っております。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 私も素人ですから、詳しい中身については、なかなか理解するのは難しいのですが、この漁種別生産高というのを見てみますと、全体の生産額では、それ程、急激に変化しているというような事はないですね。全体の額については、40億円から50億円と言った事で、それなりに生産額としては、推移をしているなどというふうに、私も捉えております。

ですから、一番大きいのはやっぱり昆布だろうと思うのですね。ただ、色んな生態系の変化だとか、気象の変化に伴って、これからも、その漁場の管理をしていっても、今までよりも、昆布の生産量が上がってくるという事は、なかなか期待は難しいだろうと、私なりに思うんですよね。

その中で、やっぱり増養殖というのは、欠かすことの出来ない、新たな展開だろうと思っていまして、ウニの養殖については種苗センターとか、そういった事についても、以前にも予算質疑の中で質問が出されておりました、検討されているという事もありますし、また、先般の決算委員会の回答の中で、ウニ稚種苗確保に向けた検討会という事で、議論がされているようにございますけれども、なかなか静穏域の確保とか、そういった事に難しい課題があるように、私なりに理解をしております。

そこで、食と農林水産業の再生プラン、この中で、これから政府が、具体的な政策の中身が明らかにされてくるのだらうと思っておりますけれども、これは、やはり現場の声を政府に届けないと、なかなかこっちの望むような政策というのは難しいのかなと。向こうが、いわゆる官僚が作った政策に乗っかって、利用していくと言うことでは、なかなか漁民の期待するような政策というのは、望めないのかなと私なりに思うんですよね。

ですから、やはり先立って、例えば栽培漁業にかかわる、そういった具体的な策を、政府の担当に申し入れるといった事も、私は必要ではないかなと思うのですが、そういった考え方というのは、これまであったのか。それから、これからそういった事で取り組んで行こうとするのか。その辺の考えがあるのかどうか。聞いておきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(佐藤佳信君) 国に対しての現場の声をということでございますけれども、

組合の上部組織でございます、北海道漁連、全国の漁連、指導連もでございますけれども、それらの方面の声と、全国の漁協組合長会議等でございます。それらの中で色々とお話はされていると思いますが、そういう声は、各団体の方からも言っているはずでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 言っているはずでございます、という事ですから、具体的な事というのは、把握していないのかなというふうに思いますけれども、やはり、こちらから求めていくというのは、これから重要なのかなと思います。

そして、ある程度、今の制度の中で使えるものを探すということも、これまた必要なのかなと思うんですね。例えば、農業分野で行くと、それなりにこの地域にあった制度を探して、それを有効に活用していくという例もありますから、当然、水産業でも、そういったメニューというのは、探せばあるというふうに私は思うので、是非、栽培漁業に向けた、そういった対策を積極的にやる以上は、こちらから求めて行くという事も、もう少し積極的にやって行く必要があるのかなというふうに思います。

浜中町は、ウニの養殖が結構良い方向に向かっている、ただ災害があった時に、そういったリスクもあるという事ですから、やはり災害になるべく合わないような、そういう漁場といいますか、生産現場を造っていくということでの対応というのは、なかなか具体的には、私の立場からは申し上げられませんけれども、一大ウニ養殖工場みたいな大プランを練って、国にそういった策を求めるという事も、私は必要なかなと思っております。

農業分野で行きますと、総合農地開発事業だとか、あるいは環境保全型かんがい排水事業だとか、多くの国費を投入して、これが今の浜中町農業の基盤となった訳ですから、私は漁業においても、そういった国のプロジェクトといいますか、大きな視点で、そういったものを求めていくという事は可能だと思うのですよね。

特に今、この食と農林水産業の再生に向けた取組みがされておりまして、TPPに対する対応だって、まさか交渉だけ進んで、後は知らんという事にはならないと思いますから、逆に言えば、今がチャンスではないのかなと。そういったメニューを、こっちから、国に向けて発信して行くという事は、重要な事ではないのかなと思いますので、その事についての対応も、積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

議長(波岡玄智君) 本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたし

ます。

どうぞ。

11番(鈴木誠君) 先般の両漁業等との、総務経済常任委員会が中心となった懇談会の席で、それぞれの漁組から、資料が提出されまして、決算委員会でも示されましたけれども、漁業後継者の将来見通しについては、非常に厳しい状況にあるという事は、それぞれ皆さんご案内のとおりだと思います。

この問題についても、なかなか町単独での、いわゆる漁業後継者対策というのは、それぞれ総青年部ですとか、婦人部に対する支援以外には見受けられないのですけれども、基本になるのは、安定した漁業収益が得られるような対策が一番だというふうに、これまでの議論の中でも出ていますけれども、それ以外にやはり、後継者対策というのは、それと同時に並行して進めて行く必要があるのかなと。

そうしていかないと、漁家戸数はもう凄い勢いで減って行くのかなと、私は懸念をしているんですね。漁家戸数が減っても、直接的な生産高は、あまり影響がないというふうな一方では話もありますから、経済活動については、さほど影響はないのかなというふうに見れる向きもあるのですけれども、それが結果的には、人口減少に繋がって二次、三次に携わる人達の職を失う、これはもう明らかだと、目に見える訳ですよね。

それが結果的には、浜中町の衰退に繋がっていくという事になる訳ですから、この辺もやっぱり、どっちの産業についても、担い手対策というのは、急がれる問題だと思いますけれども、この辺についての考え方はありますか。

議長(波岡玄智君) 水産課長。

水産課長(佐藤佳信君) 今、議員おっしゃったとおり、漁家戸数の減少でございますけれども、具体的な数字を申し上げますと、正組合数は、10年前の平成13年度では629人、平成23年度は538人と、91人14.5%の減少となります。

また年齢構成でございますけれども、60歳以上の方は、4年前の19年度では36、6%、平成23年度では44.3%と7.7ポイント上昇して、高齢化が進んでいる状況がはっきりと数字的に出ております。議員おっしゃったとおり、両漁協への青総年部女性部の支援をしているところでございます。

更には、平成21年度からですけれども、道立の漁業研修所の総合研修受講者への支援、1人年額35万円ですが、これも引き続きやっております。23年度2名の方が、先般終了して、漁業の後継者として継いでいるところでございます。

なお、17年度からの統計でございますけれども、10名の方が卒業してございます。10名の方は、いずれも漁業に従事しているところでございます。後、この後継者対策でございますけれども、産業団体とも協議しながら、今後の漁業の振興の在り方についても検討したいと思っているところでございます。以上でございます。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 漁業振興については、議会としても最大のテーマというふうなことで、色々と議論はしてございます。

今、答弁があった事については、私も、そのくらいの事は承知しておりますから、もう少し、前向きな検討を是非していただきたいなと、このように思いますけれども、今後、そういった部分では、なかなか新しいメニューというは、先ほどの農業と同じで、難しいのは良く解りますけれども、それぞれ役場の職員の皆さんというのは、優秀な方々ばかりですから、知恵を出して新たな政策展開をして欲しいと思っておりますけれども、いかがですか。町長。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) 水産課長後段の方で説明されましたけれども、南茅部の北海道道立漁業総合研修受講者、先日2名の方が卒業したと、お父さん、お母さんに連れられて報告に来ました。そこで感じたのは、その2人が、お父さん、お母さん以上に積極的に発言している事なんですね。お父さん、お母さんにとってみれば、お子さん達が研修に行ったお陰で、今年の昆布獲り1年棒に振った訳ですよ。

ただ、言えた事は、色んな考えられない数の資格を取って、大変忙しい思いをして帰って来ている。そして、何よりも財産だったのが、研修に入った年齢が結構ばらつきのある中での、そういう友人関係ができたということだと。たまたま散布だったのですけれども、私の方からは、2人ともしっかり発言できますし、間違いなくあなた達は地域のリーダーになるというお話をさせてもらいました。というのは、話し方がしっかり出来ていると言いますか、そういう会話が出来るといふ事と、私から言ったのは、是非、地域の同級生とか、年代の近い人も行くように仕向けてくださいというお話をしました。これは散布が多くなって前半では、霧多布の方が多かったのではないかと思います。是非、こんな事もしっかり、これから大いに町も支援していきたいし、この事をもう少し漁組にも声を掛けて行きたいと思っております。そんな事が、今後必要だと。

いずれにしても、この後継者を対策、農業も漁業もそうですけれども、私の立場とし

では、漁組のトップ、それから農協のトップ、そこと情報をしっかり交換しながら、そして先のことも含めて、しっかりそういう議論をしながら、一緒に見て色んな事業参画していくというのが、私の仕事なんだろうと思っています。これから、もう少し漁組、それから農協にも顔を出して、先ほど議員言われていましたけれども、しっかり外に出て仕事をするという事ですから、させてください。そういう方向で行きたいというふう
に思っております。

議長(波岡玄智君) 鈴木議員。

11番(鈴木誠君) 閉められ感じはするのですが、漁業問題については、そういった研修所への派遣と言いますか、大いに成果が上がっている事については、もっともっと予算を計上しながら進めていただきたいなど、このように思います。

質問の無い終わり方をしたら議長に怒られますから、最後に質問したいのですけれども、以前の質疑の中で、これも漁業後継者に対する考え方の中で、長谷川町長は、漁業権の付与も含めた事も検討していきたいと。私はなかなか難しいことだと思うんです。町長が言えることかどうかというのは、ちょっと疑問に思うのですけれども、そういった事が可能なのか、どうかという事を最後にお伺いしまして、それと新しいダブル松本体制、それから教育長、私たちと同じ世代でございますから、これからの積極的な行政運営に期待を申し上げて、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長(波岡玄智君) 町長。

町長(松本博君) その権利の関係ですとか、法律の関係あるかと思ひます。そんな意味で、先ほどの答弁と重なりますけれども、是非、組合の幹部と私、副町長含めてそういう意味で、しっかり可能かどうか。そして可能だったら、進む事も含めて、漁業者の権利の関係もありますから、難しいのだろうと思っていますけれども、是非、そういう形で進めさせて、また働きかけをさせてもらいたいと思ひます。

やはり情報交換が、一番大切な事だと思ひますので、その辺、お互いに情報を出せるような、そんな関係になって行きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

延会の議決

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

延会宣告

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

(延会 午後 5時 8分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員